

2. 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4. 厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$C_{W_j} = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_i}$$

C_{W_j} : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料

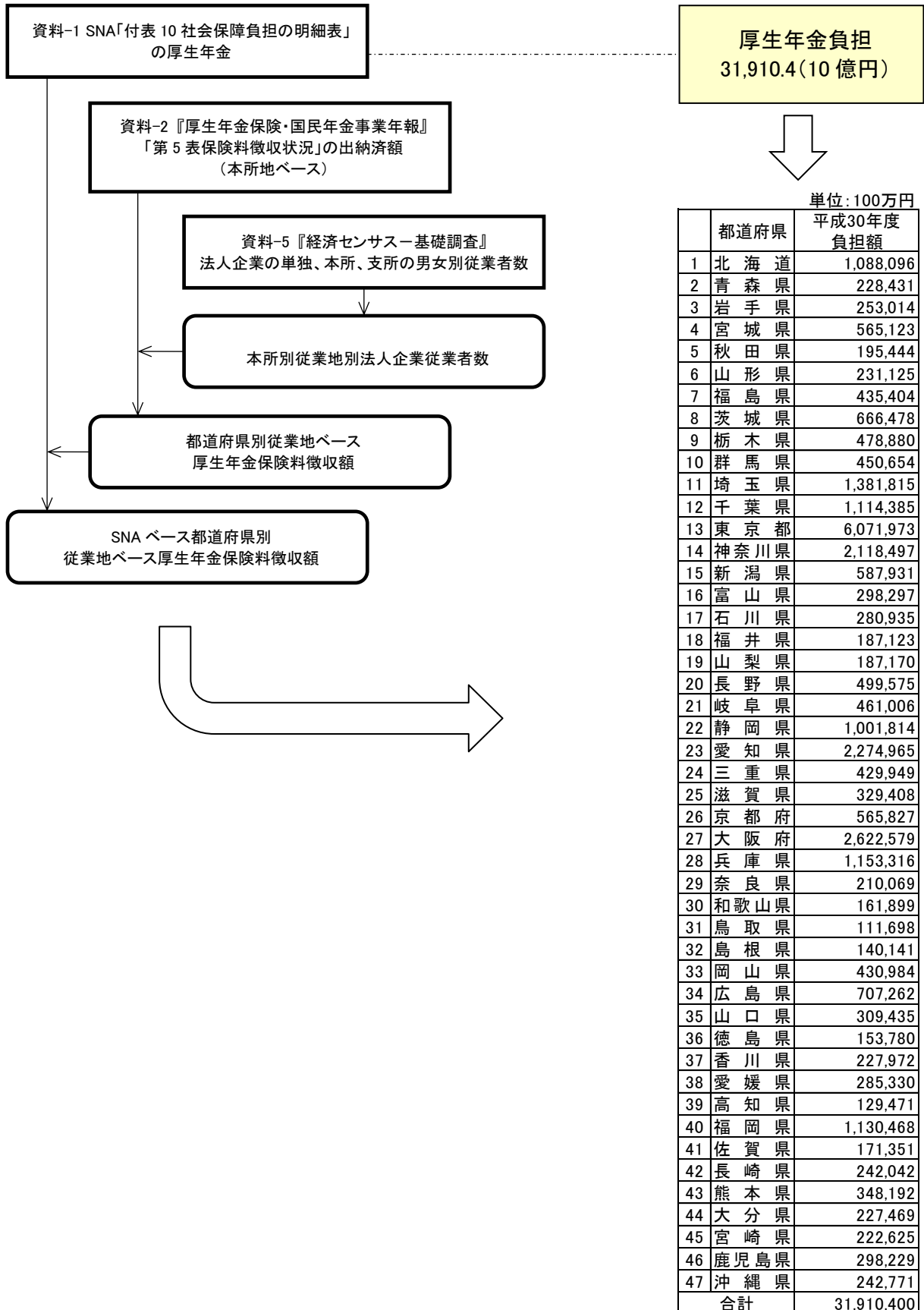
Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料

C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③推計フロー



(2) 給付

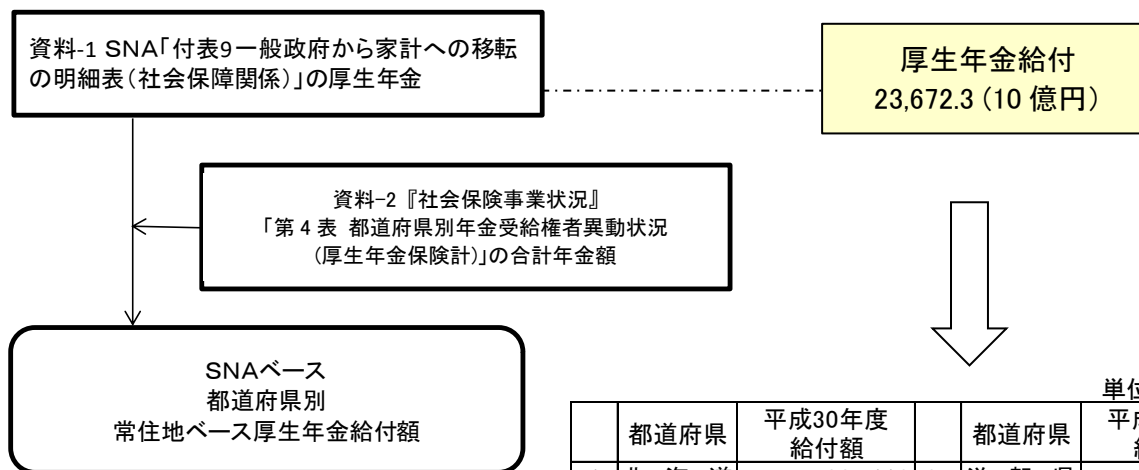
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

②推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 給付額		都道府県	平成30年度 給付額
1	北海道	937,116	25	滋賀県	278,008
2	青森県	181,494	26	京都府	486,414
3	岩手県	209,399	27	大阪府	1,644,753
4	宮城県	388,872	28	兵庫県	1,161,983
5	秋田県	179,455	29	奈良県	278,480
6	山形県	194,683	30	和歌山県	175,147
7	福島県	337,914	31	鳥取県	111,391
8	茨城県	506,634	32	島根県	143,069
9	栃木県	347,339	33	岡山県	407,080
10	群馬県	358,545	34	広島県	610,226
11	埼玉県	1,361,711	35	山口県	332,330
12	千葉県	1,207,504	36	徳島県	136,054
13	東京都	2,234,184	37	香川県	206,695
14	神奈川県	1,835,751	38	愛媛県	264,817
15	新潟県	463,216	39	高知県	130,258
16	富山県	254,044	40	福岡県	928,601
17	石川県	229,189	41	佐賀県	137,903
18	福井県	168,436	42	長崎県	239,709
19	山梨県	139,448	43	熊本県	272,063
20	長野県	443,863	44	大分県	205,412
21	岐阜県	399,938	45	宮崎県	173,365
22	静岡県	801,043	46	鹿児島県	261,160
23	愛知県	1,417,451	47	沖縄県	123,095
24	三重県	367,058		合計	23,672,300

¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2. 1. 2国民年金

(1)負担

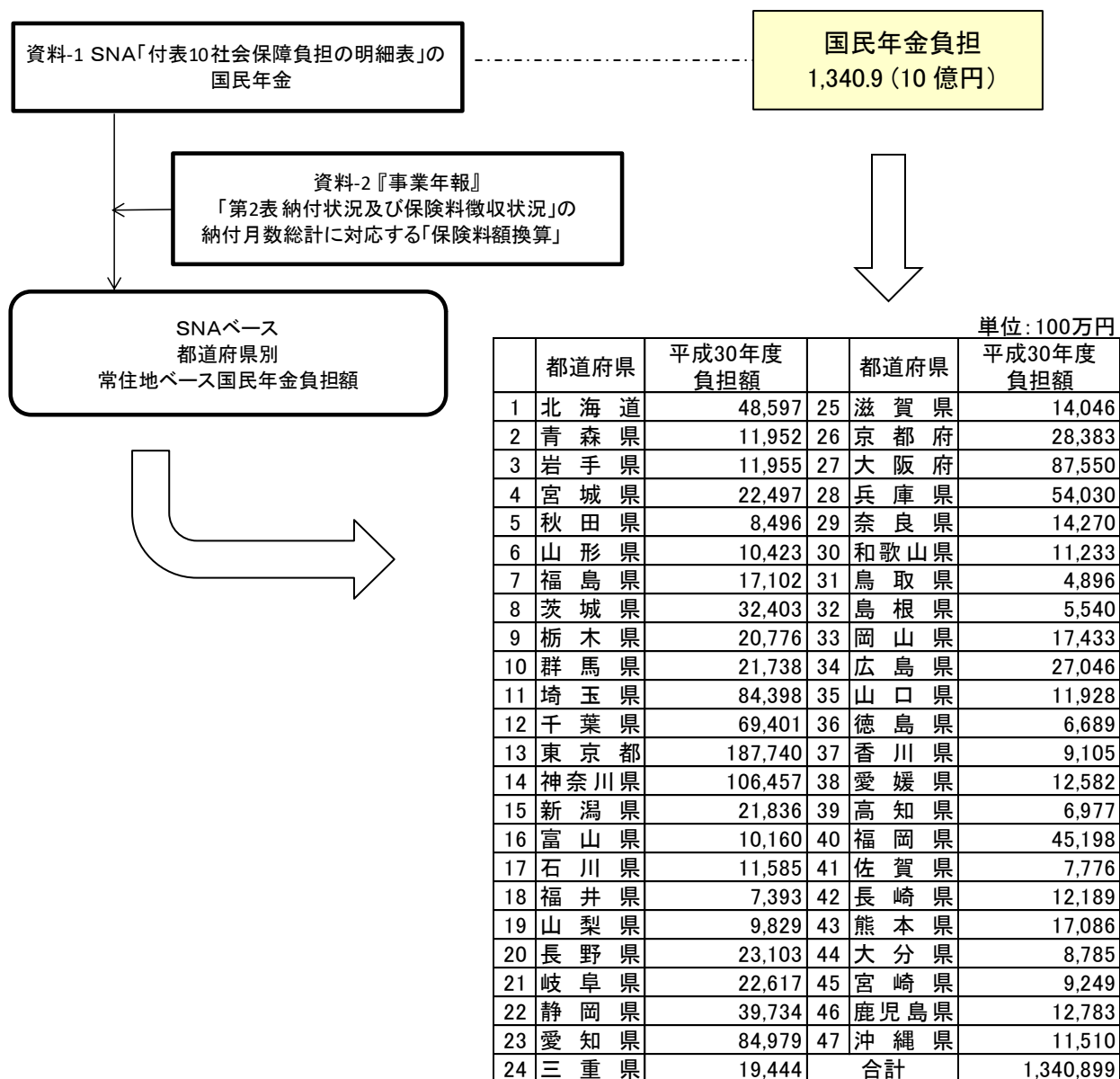
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5. 国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2) 給付

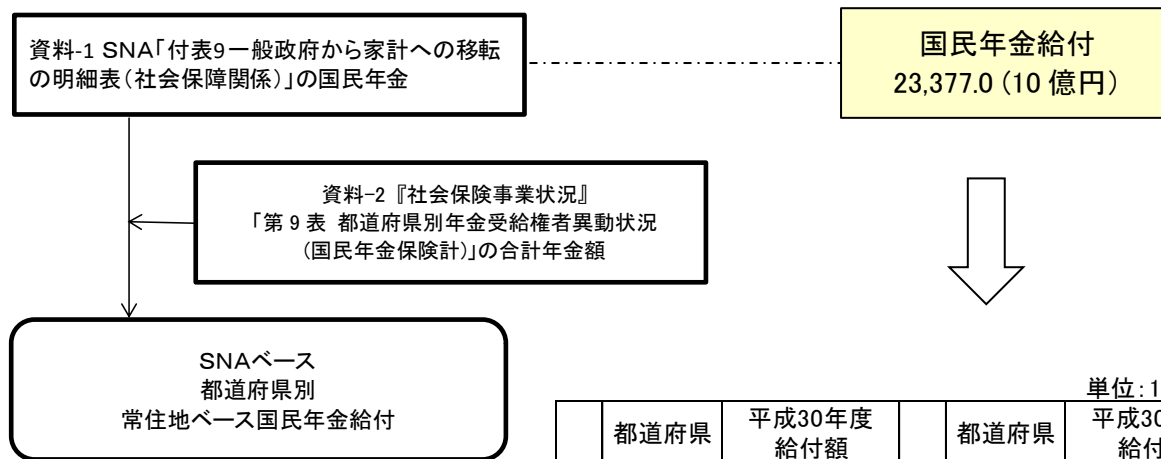
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」

②推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 給付額		都道府県	平成30年度 給付額
1	北海道	1,077,653	25	滋賀県	255,632
2	青森県	269,880	26	京都府	475,644
3	岩手県	283,189	27	大阪府	1,464,584
4	宮城県	423,713	28	兵庫県	1,016,875
5	秋田県	240,443	29	奈良県	273,292
6	山形県	249,931	30	和歌山県	202,663
7	福島県	389,176	31	鳥取県	123,097
8	茨城県	540,253	32	島根県	163,216
9	栃木県	368,707	33	岡山県	395,664
10	群馬県	391,101	34	広島県	556,958
11	埼玉県	1,223,891	35	山口県	319,755
12	千葉県	1,097,788	36	徳島県	159,075
13	東京都	1,944,512	37	香川県	211,232
14	神奈川県	1,482,317	38	愛媛県	301,914
15	新潟県	500,073	39	高知県	160,206
16	富山県	238,029	40	福岡県	900,501
17	石川県	232,769	41	佐賀県	171,627
18	福井県	163,867	42	長崎県	285,807
19	山梨県	165,514	43	熊本県	371,838
20	長野県	463,579	44	大分県	243,745
21	岐阜県	411,923	45	宮崎県	236,096
22	静岡県	751,571	46	鹿児島県	351,156
23	愛知県	1,249,947	47	沖縄県	210,289
24	三重県	366,309		合計	23,377,001

2. 1. 3 国家公務員共済組合

(1) 負担

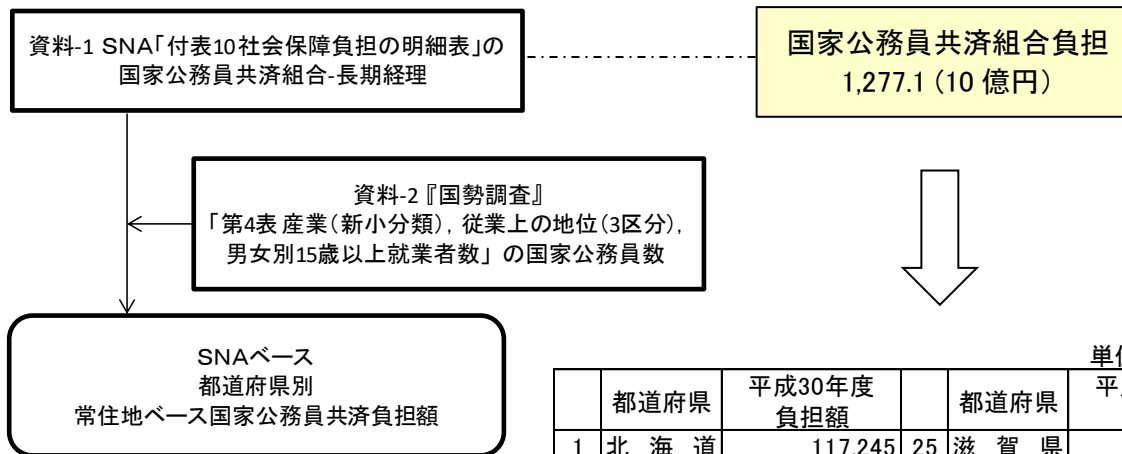
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第 5 表 従業上の地位(8 区分), 産業(小分類), 男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成30年度 負担額		都道府県	平成30年度 負担額
1	北海道	117,245	25	滋賀県	8,053
2	青森県	33,072	26	京都府	27,055
3	岩手県	10,247	27	大阪府	46,034
4	宮城県	36,805	28	兵庫県	37,936
5	秋田県	8,031	29	奈良県	7,623
6	山形県	11,989	30	和歌山県	5,678
7	福島県	15,088	31	鳥取県	8,935
8	茨城県	25,517	32	島根県	6,108
9	栃木県	14,794	33	岡山県	9,863
10	群馬県	11,582	34	広島県	46,125
11	埼玉県	76,663	35	山口県	18,097
12	千葉県	69,153	36	徳島県	6,786
13	東京都	140,025	37	香川県	12,985
14	神奈川県	89,399	38	愛媛県	8,347
15	新潟県	17,079	39	高知県	6,040
16	富山県	5,520	40	福岡県	57,277
17	石川県	12,509	41	佐賀県	9,071
18	福井県	3,778	42	長崎県	33,954
19	山梨県	5,655	43	熊本県	24,408
20	長野県	9,478	44	大分県	12,464
21	岐阜県	13,052	45	宮崎県	15,609
22	静岡県	34,362	46	鹿児島県	16,627
23	愛知県	50,468	47	沖縄県	27,869
24	三重県	12,645		合計	1,277,100

(2) 給付

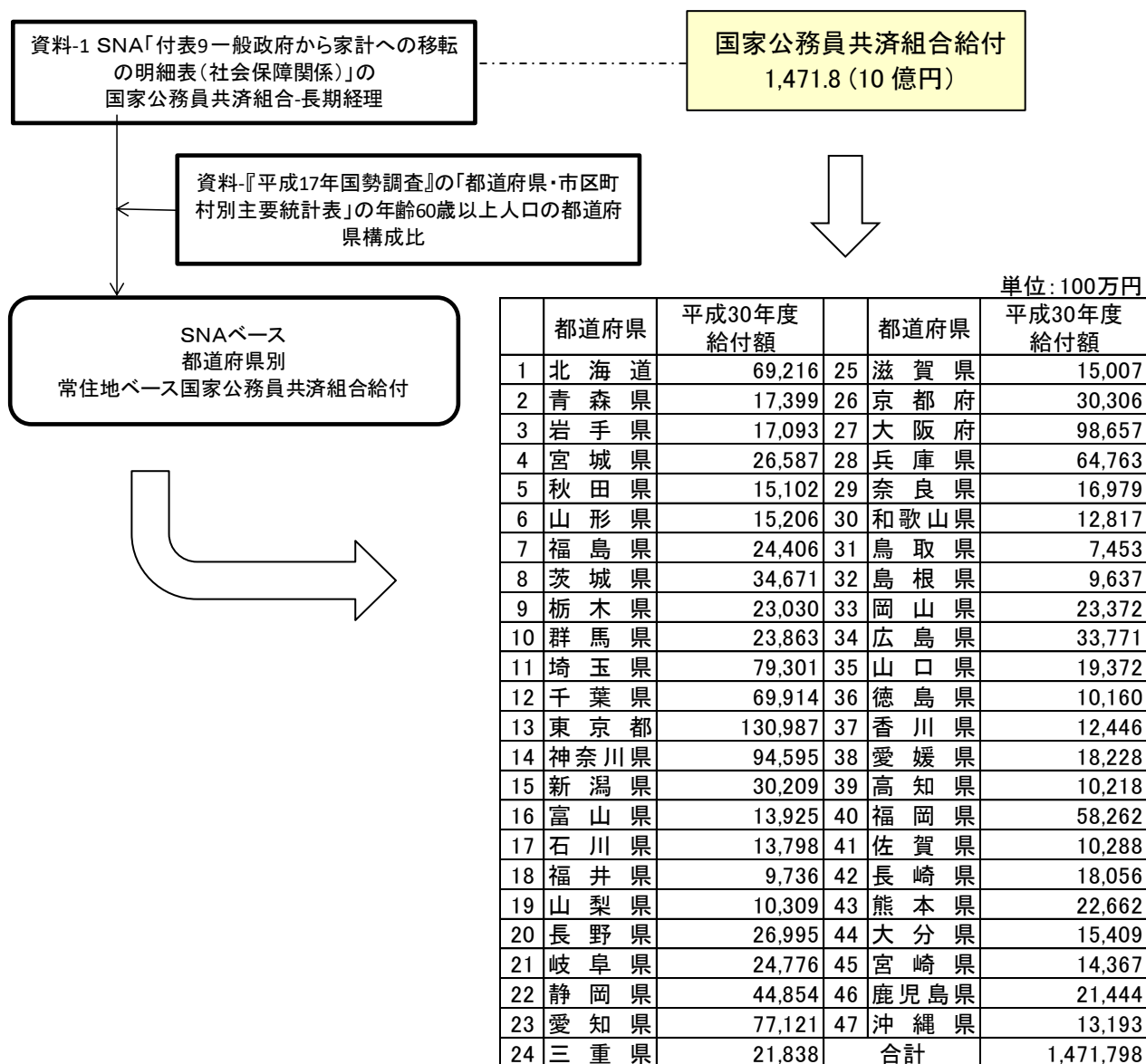
① 使用データ

- ・ 資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・ 資料-2 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

② 推計方法

- ・ 各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢 60 歳以上人口の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の 60 歳以上人口に占める共済組合給付の対象者の割合の違いは反映できていない）。

③ 推計フロー



2. 1. 4 地方公務員共済組合

(1) 負担

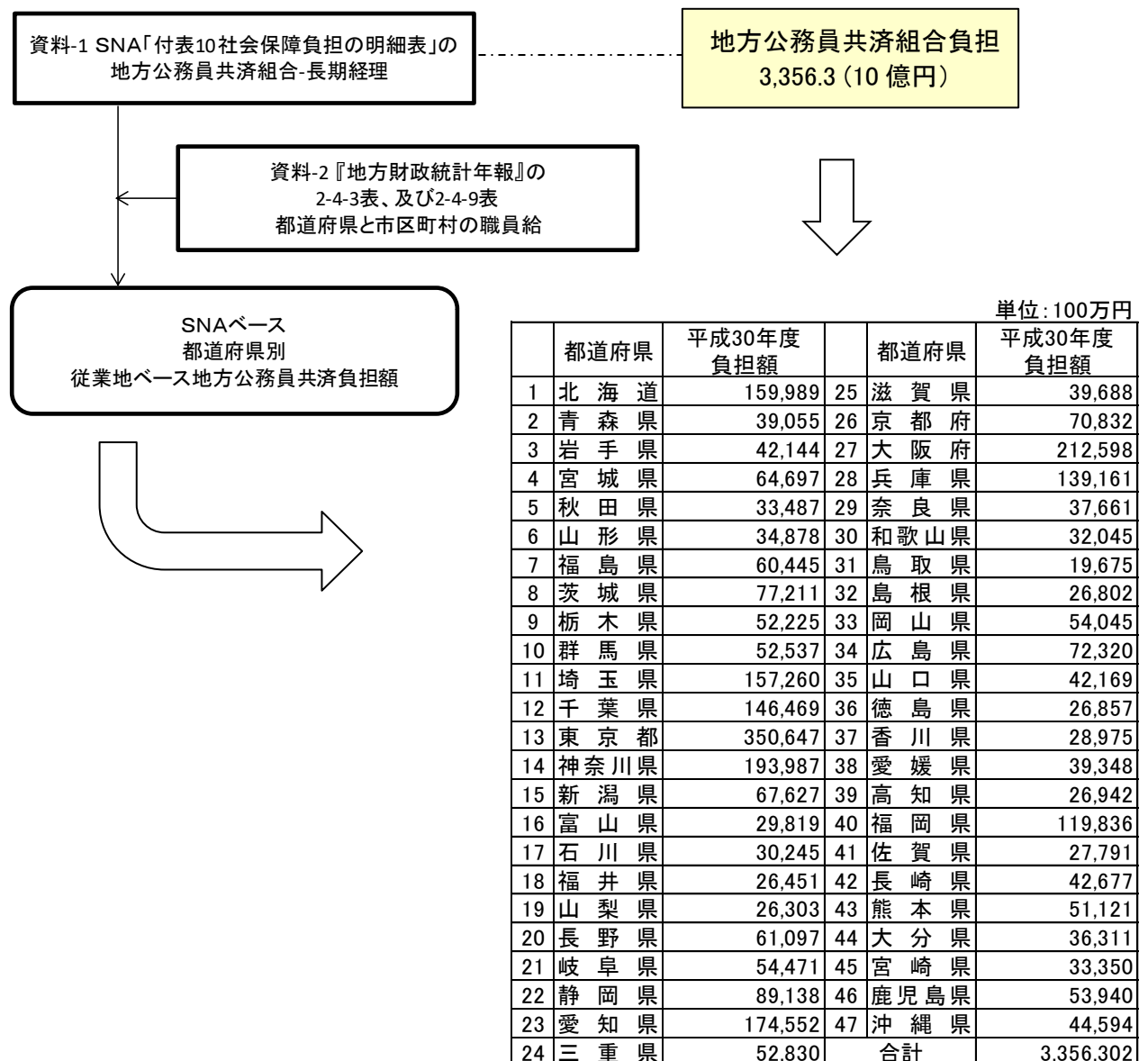
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省） … 「長期経理損益計算書」、（平成 27 年 10 月以降）「厚生年金保険経理損益計算書」、「退職等年金経理損益計算書」、「経過的長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-6 『地方公務員給与実態調査』（総務省） --- 「第 1 表の 2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額」（1）都道府県及び指定都市、（2）市、（3）町村 全職員数
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合（平成 27 年 9 月まで）、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合（平成 18 年度まで）の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。
- ・同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。
- ・警察共済組合については、資料-2 から退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の 60 歳以上人口の都道府県構成比で按分する。
- ・なお、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-6 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。なお、平成 27 年 10 月以降、指定都市も全国市町村職員共済組合連合会に計上されるようになったため、平成 27 年度については市町村の職員数と指定都市も含めた職員数の都道府県別構成比を平均した値をウェイトとし、以降は指定都市も含めた構成比を採用す

ることとした。

- 上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乘じて、下式のよ
うに常住地ベースに変換する。

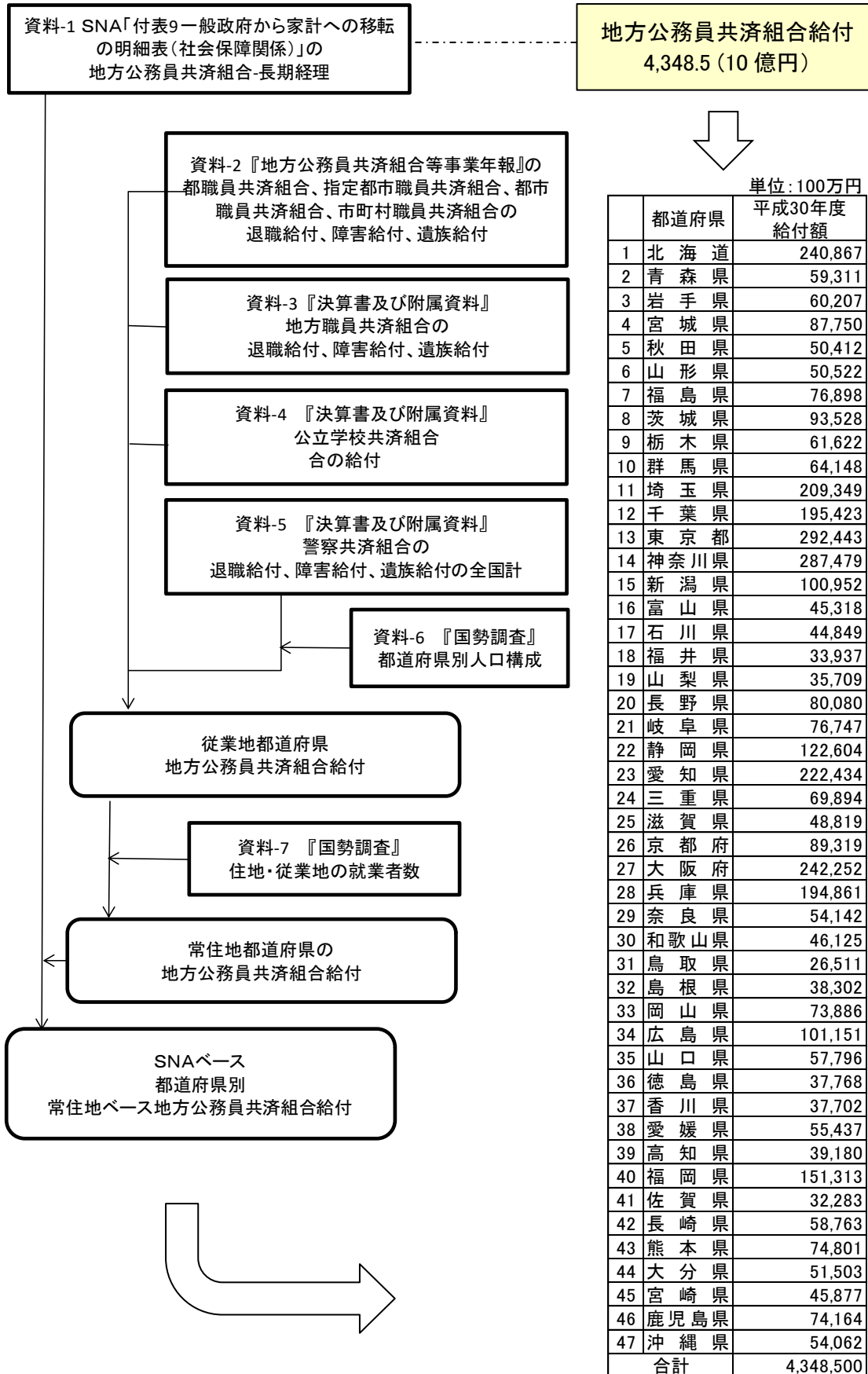
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県iの給付額

Sw_j : 従業地都道府県jの給付額

L_j : 常住地都道府県i, 従業地都道府県jの従業者数

③推計フロー



2. 1. 5私学・その他共済

(1)負担

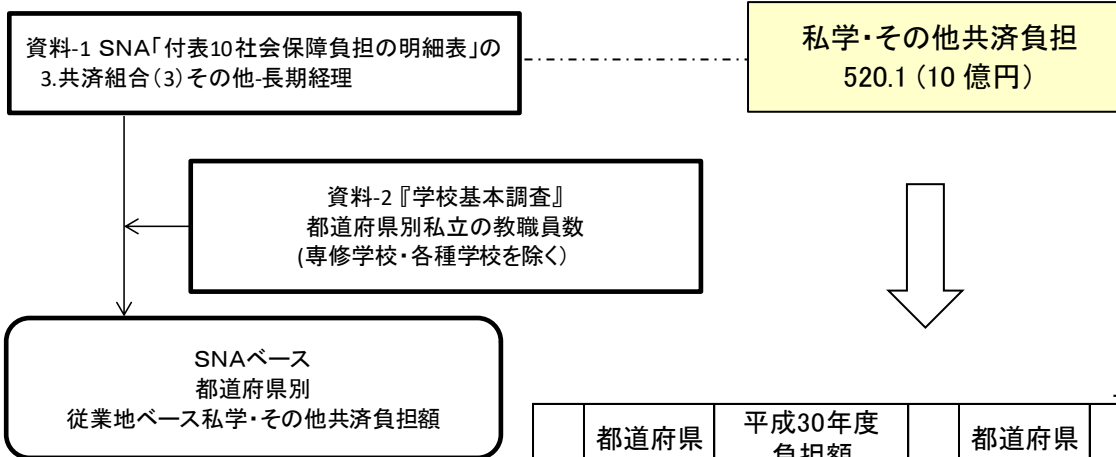
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成30年度 負担額		都道府県	平成30年度 負担額
1	北海道	18,108	25	滋賀県	2,449
2	青森県	3,555	26	京都府	19,322
3	岩手県	3,434	27	大阪府	40,115
4	宮城県	9,168	28	兵庫県	19,823
5	秋田県	1,238	29	奈良県	4,518
6	山形県	2,773	30	和歌山県	1,585
7	福島県	4,848	31	鳥取県	1,160
8	茨城県	7,518	32	島根県	737
9	栃木県	11,863	33	岡山県	7,760
10	群馬県	4,891	34	広島県	10,844
11	埼玉県	26,198	35	山口県	4,520
12	千葉県	20,743	36	徳島県	1,499
13	東京都	129,319	37	香川県	2,181
14	神奈川県	33,278	38	愛媛県	3,784
15	新潟県	4,373	39	高知県	1,747
16	富山県	1,525	40	福岡県	26,561
17	石川県	4,894	41	佐賀県	2,145
18	福井県	1,492	42	長崎県	4,356
19	山梨県	2,537	43	熊本県	4,894
20	長野県	4,220	44	大分県	3,343
21	岐阜県	6,418	45	宮崎県	3,479
22	静岡県	9,682	46	鹿児島県	4,579
23	愛知県	30,434	47	沖縄県	2,160
24	三重県	4,028		合計	520,098

(2) 給付

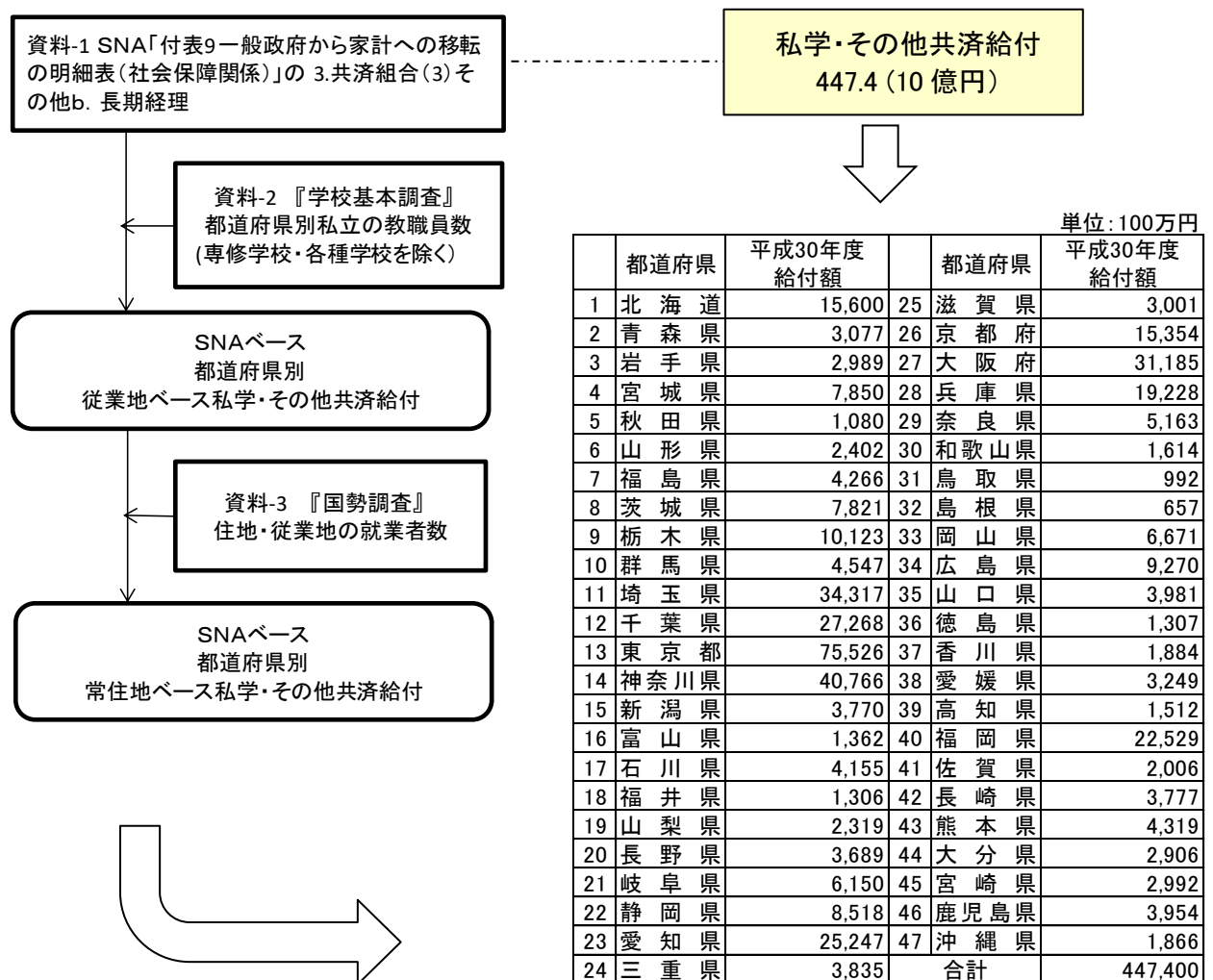
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省）--- 「第3表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

②推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（3）その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③推計フロー



2. 1. 6船員保険

(1)負担

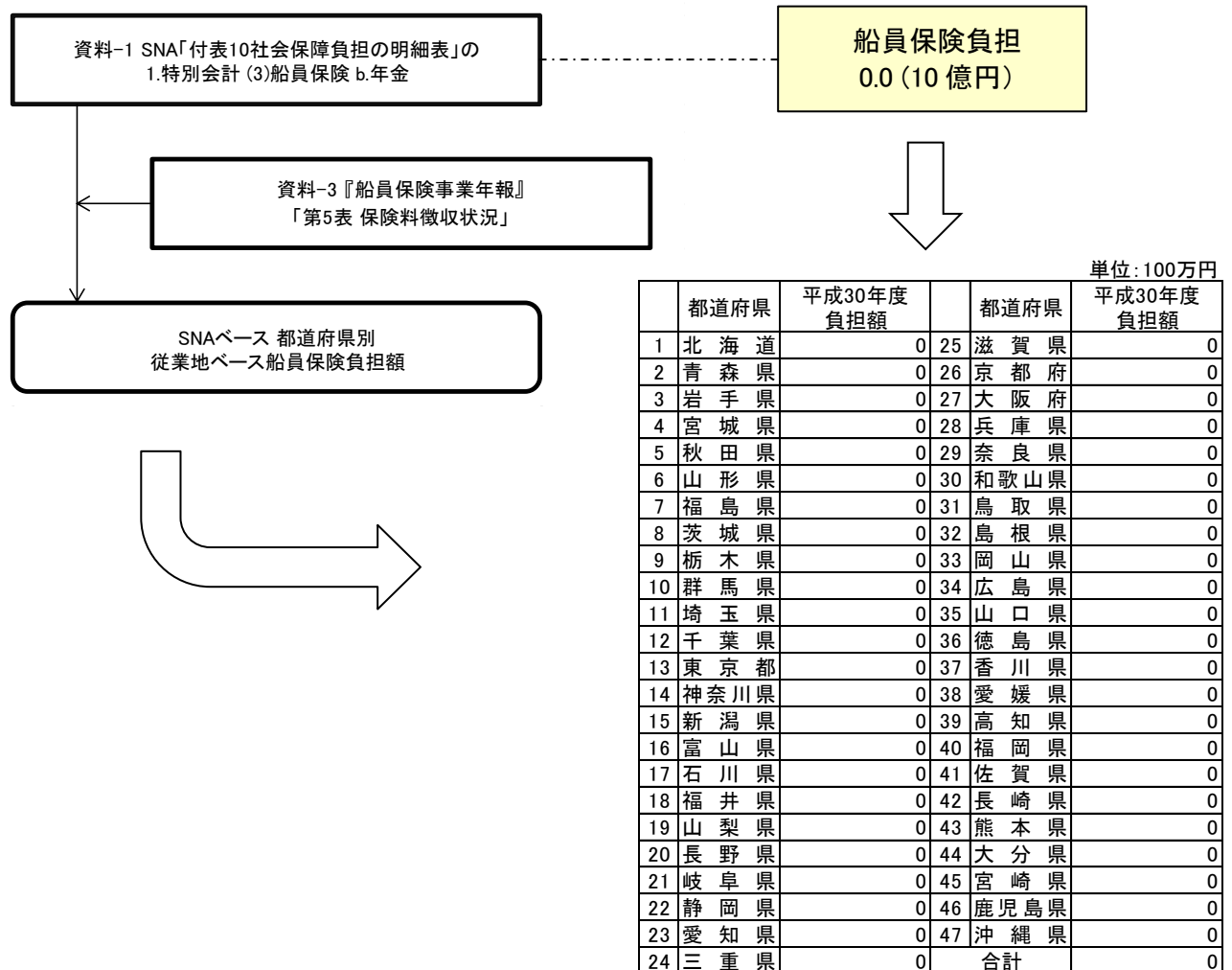
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③推計フロー



(2) 給付

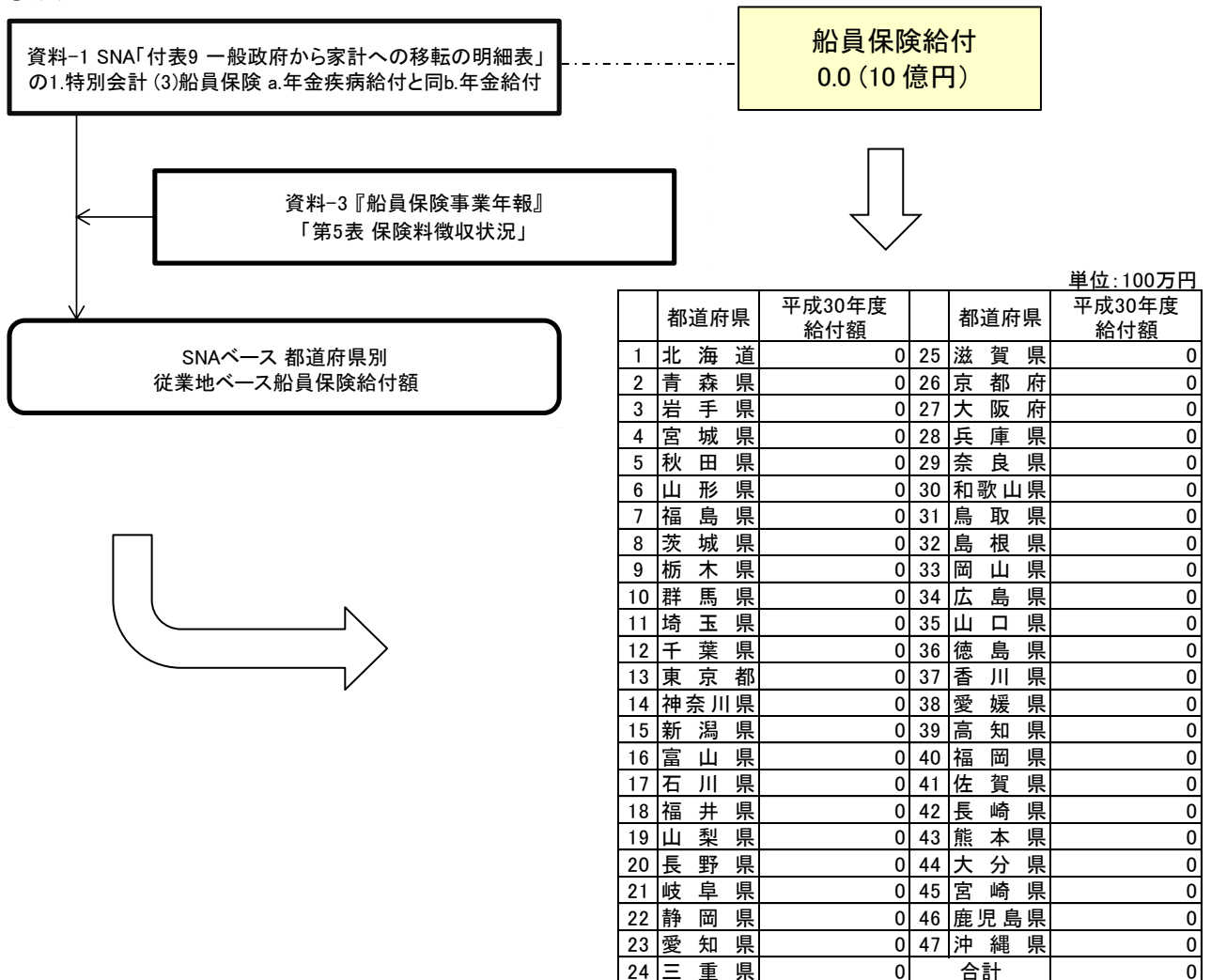
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省） --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合） --- 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合） --- 「第1表 摘要状況」

②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の「1. 特別会計（4）船員保険」の現物社会移転以外の社会給付（疾病給付と年金給付の合計）をコントロール・トータルとして、資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比（2009年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比）で分割する。2010年度以降は資料-1 でblankとなっているので計上しない。

③推計フロー



2. 1. 7その他

(1)給付

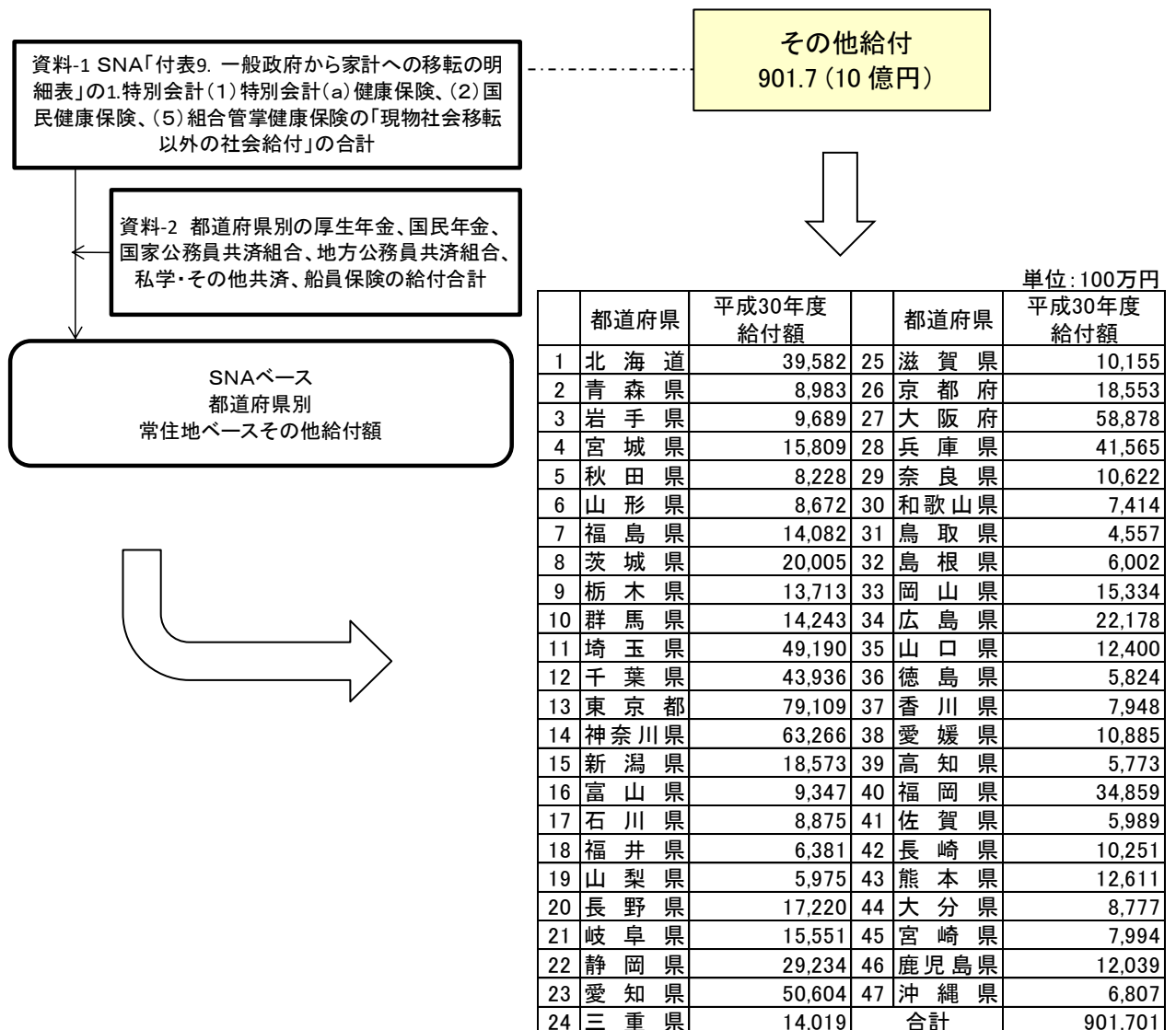
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の1. 特別会計（1）特別会計（a）健康保険、同（2）国民健康保険及び（5）組管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2 の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2. 2 医療・介護部門

2. 2. 1 組合管掌健康保険

(1) 負担

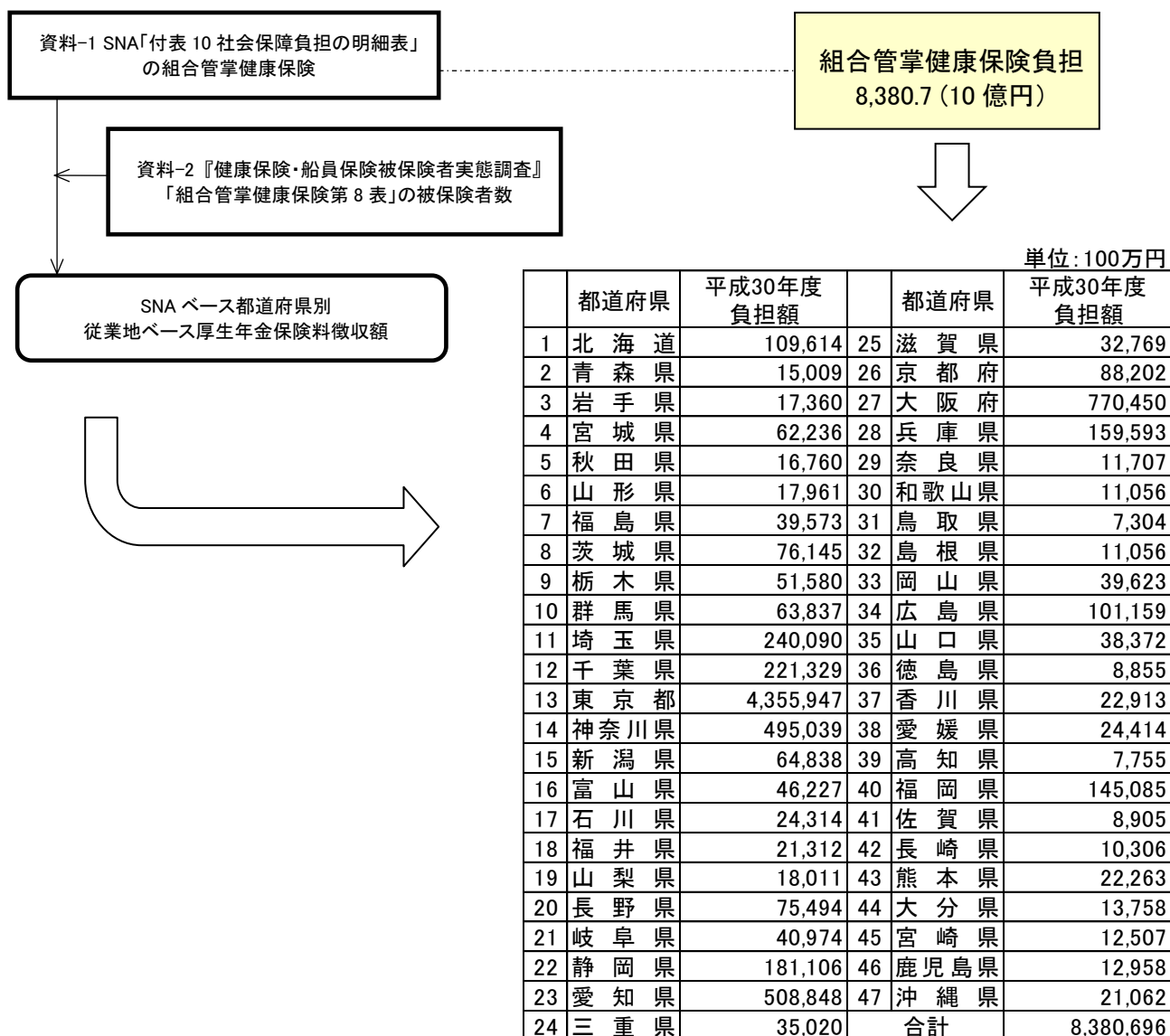
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第 8 表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

② 推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2. 2. 2政府(協会)管掌健康保険

(1)負担

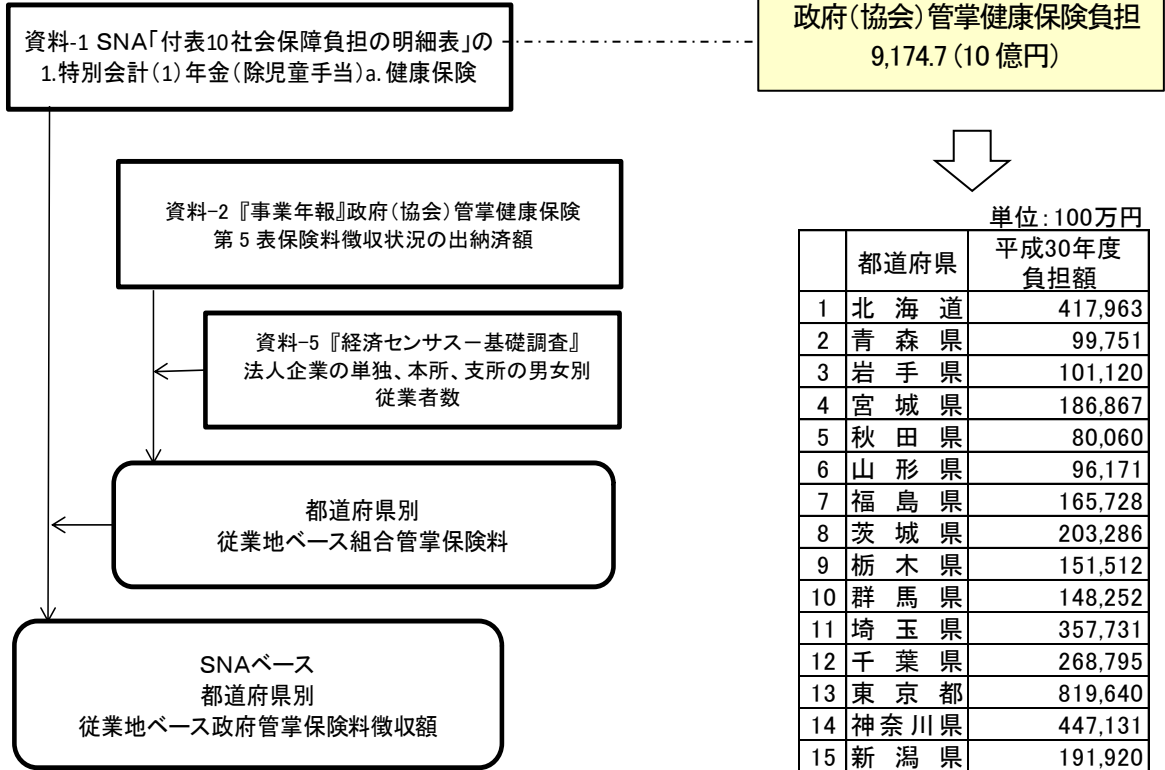
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）――「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）――統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数―都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）―全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス―基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）―全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー



政府(協会)管掌健康保険負担
9,174.7 (10 億円)



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 負担額
1	北海道	417,963
2	青森県	99,751
3	岩手県	101,120
4	宮城県	186,867
5	秋田県	80,060
6	山形県	96,171
7	福島県	165,728
8	茨城県	203,286
9	栃木県	151,512
10	群馬県	148,252
11	埼玉県	357,731
12	千葉県	268,795
13	東京都	819,640
14	神奈川県	447,131
15	新潟県	191,920
16	富山県	104,187
17	石川県	113,980
18	福井県	74,858
19	山梨県	66,393
20	長野県	161,699
21	岐阜県	184,729
22	静岡県	284,321
23	愛知県	609,964
24	三重県	150,876
25	滋賀県	108,050
26	京都府	190,809
27	大阪府	669,308
28	兵庫県	379,601
29	奈良県	85,177
30	和歌山県	68,266
31	鳥取県	49,705
32	島根県	60,432
33	岡山県	178,243
34	広島県	252,277
35	山口県	113,848
36	徳島県	67,633
37	香川県	89,361
38	愛媛県	117,550
39	高知県	61,131
40	福岡県	416,253
41	佐賀県	76,203
42	長崎県	108,557
43	熊本県	151,065
44	大分県	100,015
45	宮崎県	95,292
46	鹿児島県	141,715
47	沖縄県	107,275
	合計	9,174,700

2. 2. 3 国民健康保険等

(1) 負担

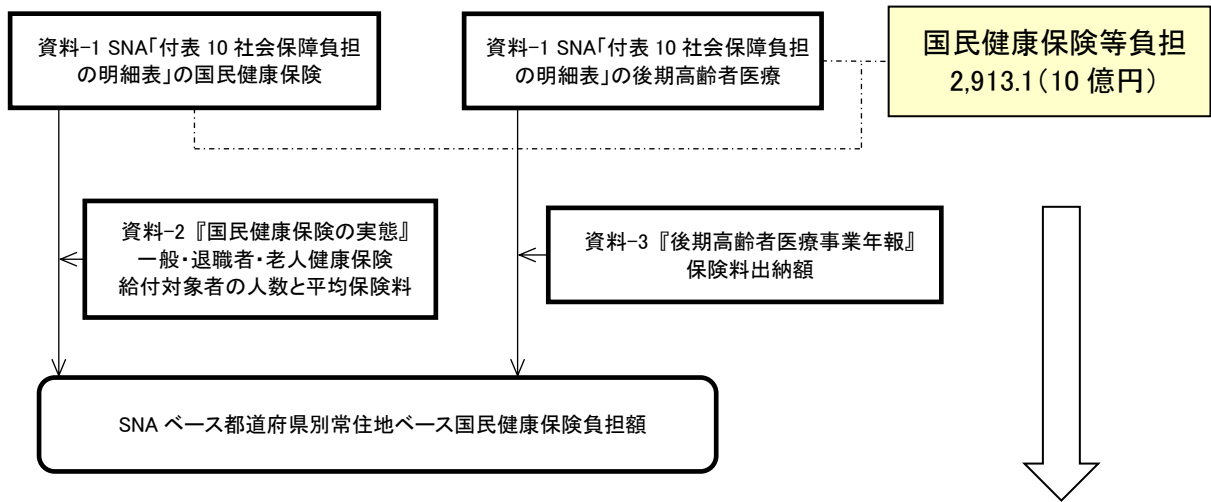
① 使用データ

- ・ 資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・ 資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）… 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・ 資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）… 「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

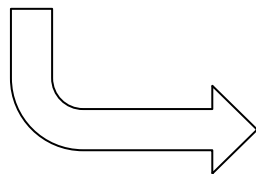
② 推計方法

- ・ 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1 「付表 10 社会保障負担明細表」の「2. 国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- ・ さらに、平成 20 年度以降については、資料-1 「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③推計フロー



単位:100万円



	都道府県	平成30年度 負担額		都道府県	平成30年度 負担額
1	北海道	111,855	25	滋賀県	26,886
2	青森県	29,804	26	京都府	51,700
3	岩手県	22,543	27	大阪府	196,095
4	宮城県	43,850	28	兵庫県	114,624
5	秋田県	19,010	29	奈良県	29,198
6	山形県	24,608	30	和歌山県	23,074
7	福島県	34,038	31	鳥取県	10,802
8	茨城県	68,466	32	島根県	12,835
9	栃木県	52,097	33	岡山県	37,662
10	群馬県	44,964	34	広島県	57,269
11	埼玉県	167,939	35	山口県	27,978
12	千葉県	136,841	36	徳島県	15,355
13	東京都	473,424	37	香川県	19,874
14	神奈川県	207,745	38	愛媛県	26,458
15	新潟県	42,720	39	高知県	15,008
16	富山県	19,535	40	福岡県	97,598
17	石川県	22,882	41	佐賀県	20,445
18	福井県	15,253	42	長崎県	31,940
19	山梨県	20,267	43	熊本県	41,134
20	長野県	46,441	44	大分県	22,374
21	岐阜県	46,496	45	宮崎県	24,561
22	静岡県	86,683	46	鹿児島県	31,707
23	愛知県	171,484	47	沖縄県	28,652
24	三重県	40,927		合計	2,913,101

2. 2. 4 国家公務員共済組合

(1) 負担

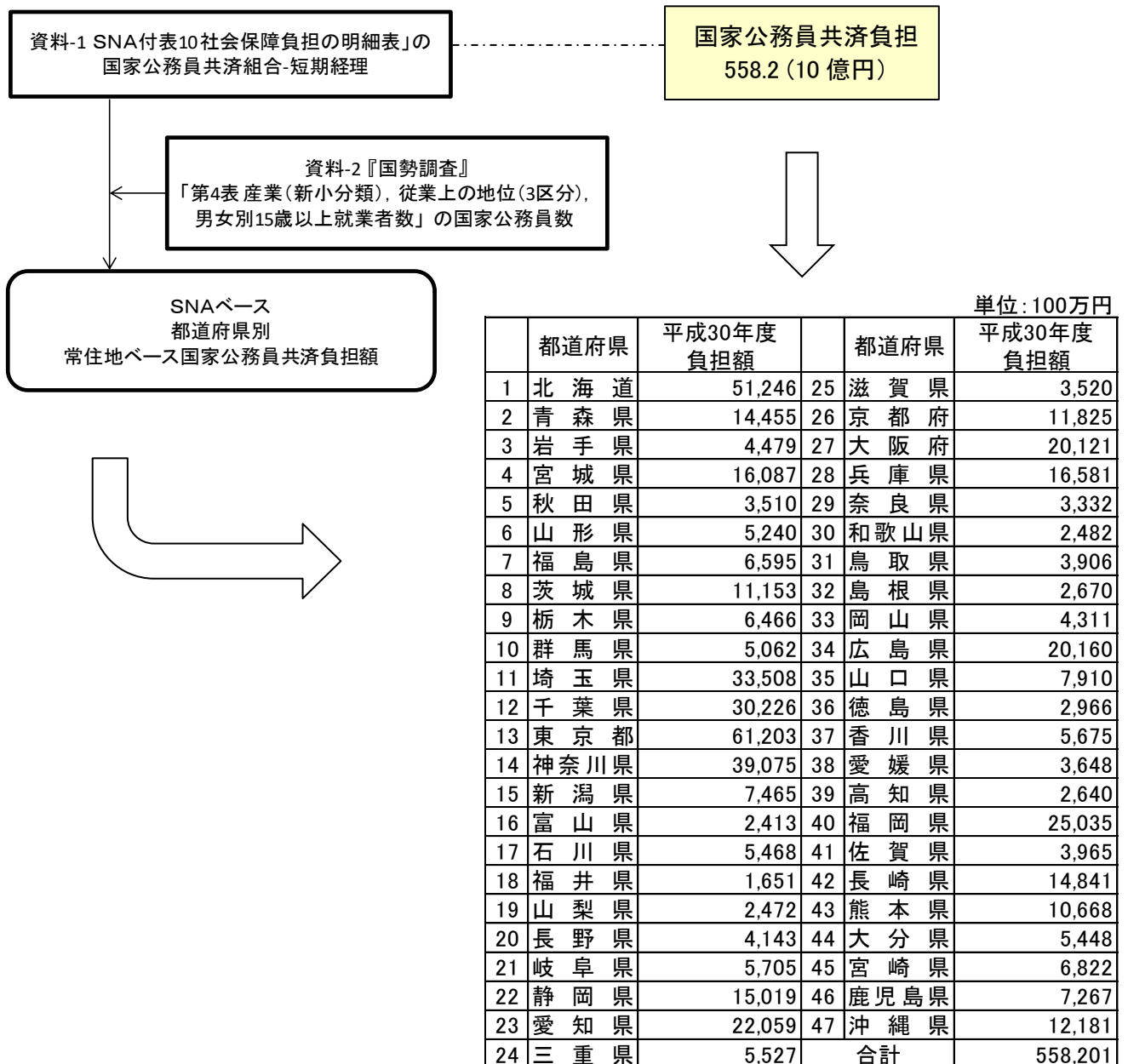
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第 5 表 従業上の地位(8 区分), 産業(小分類), 男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2. 2. 5地方公務員共済組合

(1)負担

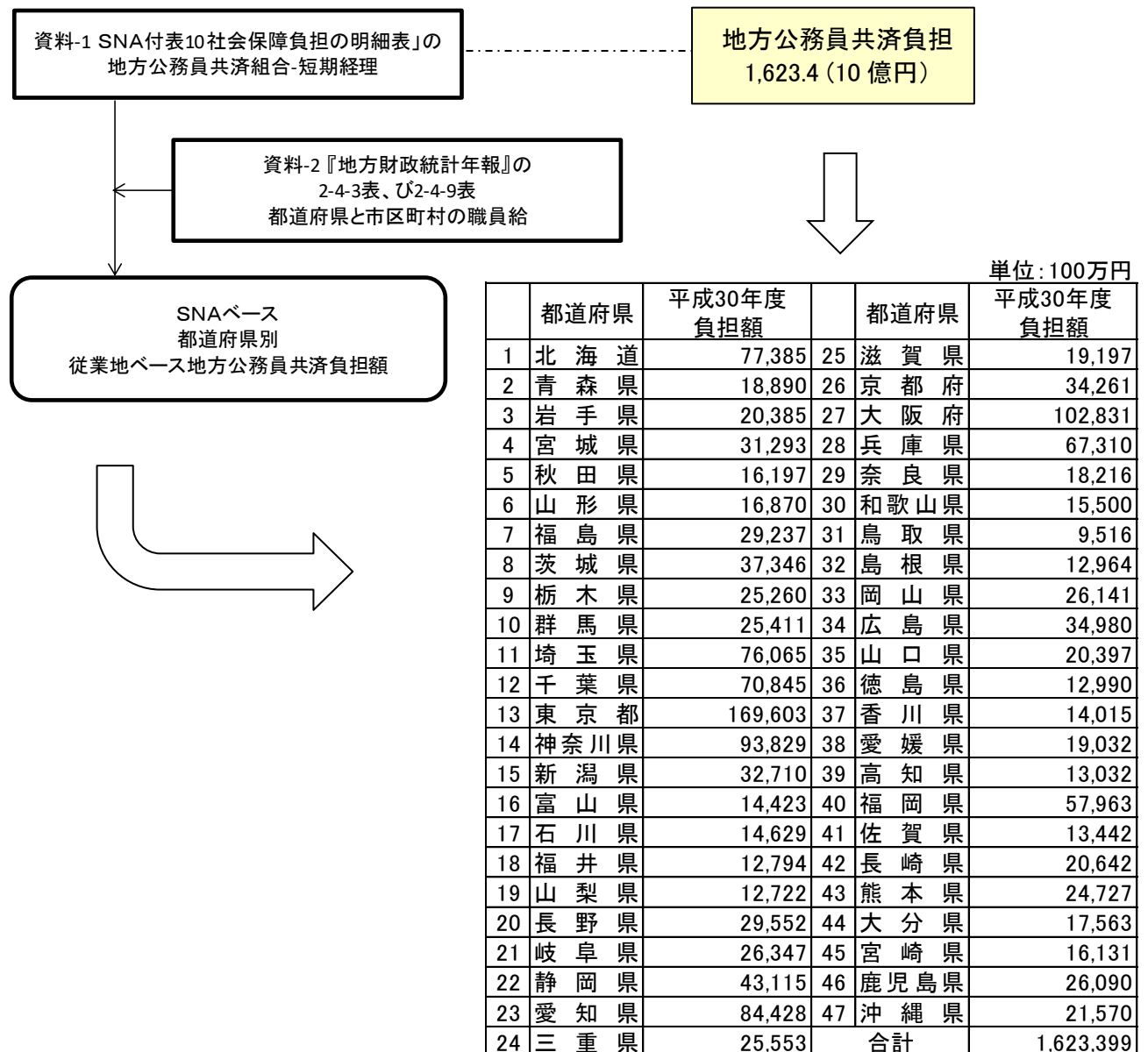
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）---「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2. 2. 6 私学・その他共済

(1) 負担

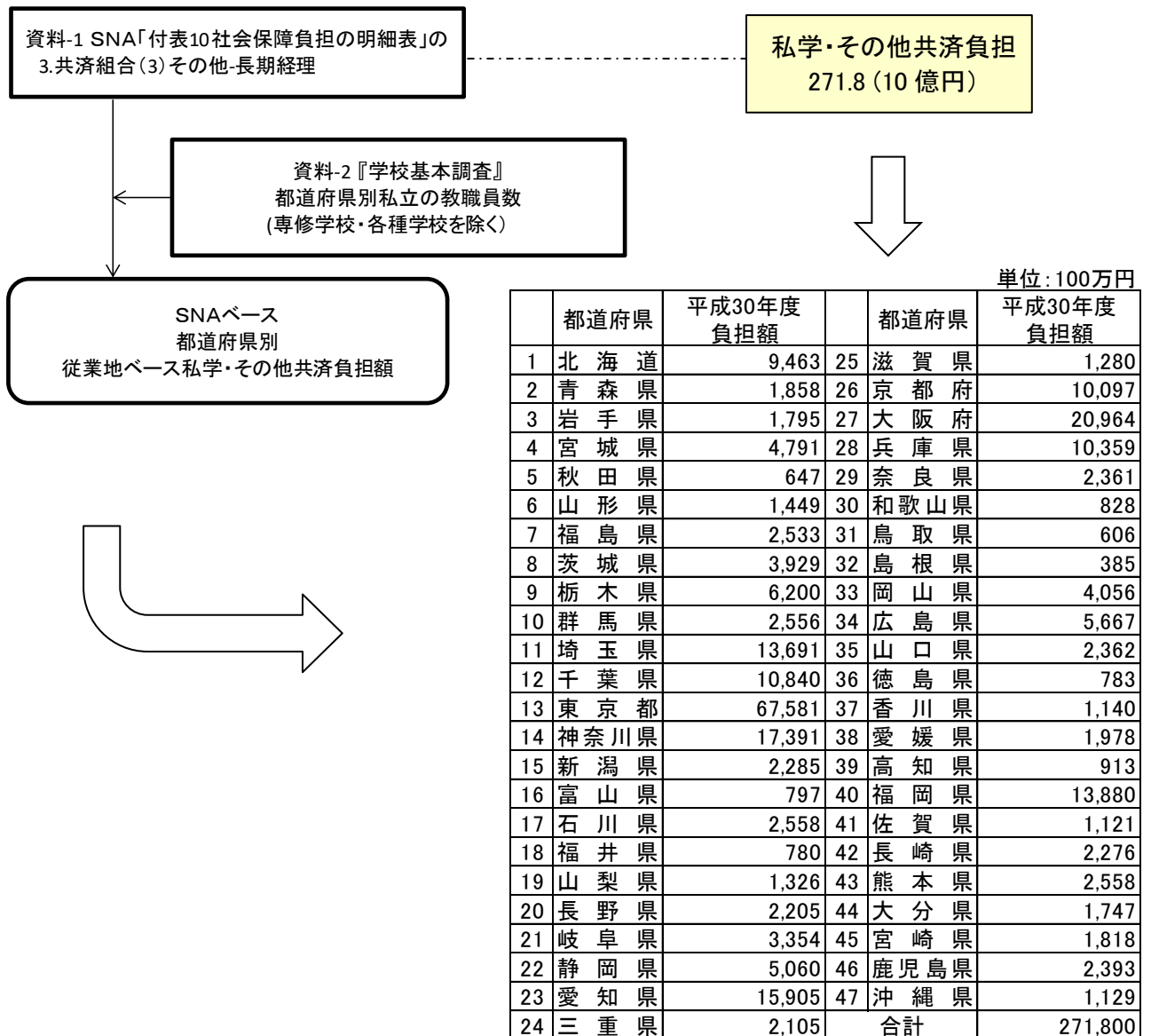
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の給与水準の違いは反映できていない）。なお、資料2の詳細については、2. 1. 5【負担】を参照。

③ 推計フロー



2. 2. 7船員保険

(1) 負担

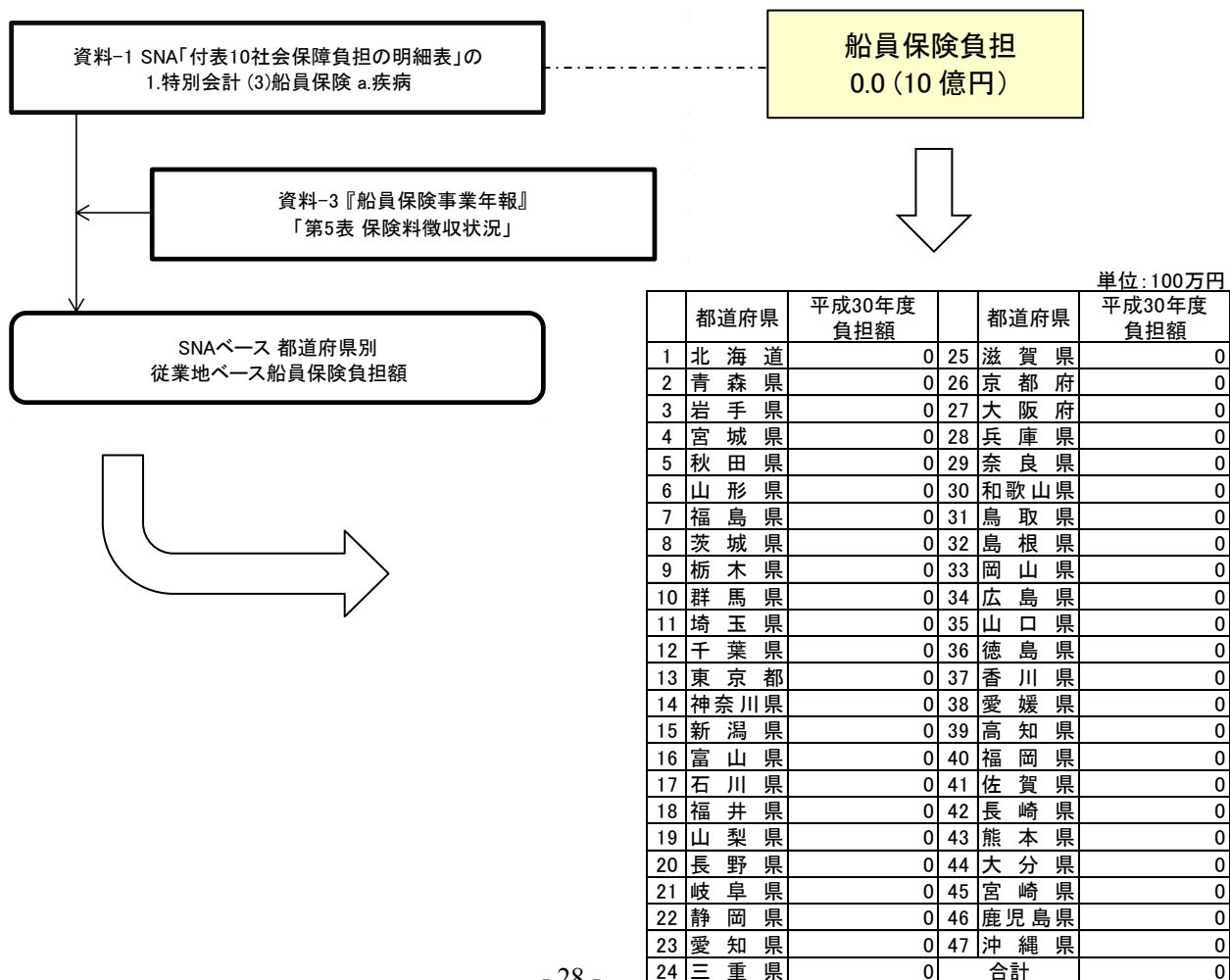
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③推計フロー



2. 2. 8若年医療給付(社会保険診療報酬支払基金分)

(1)給付

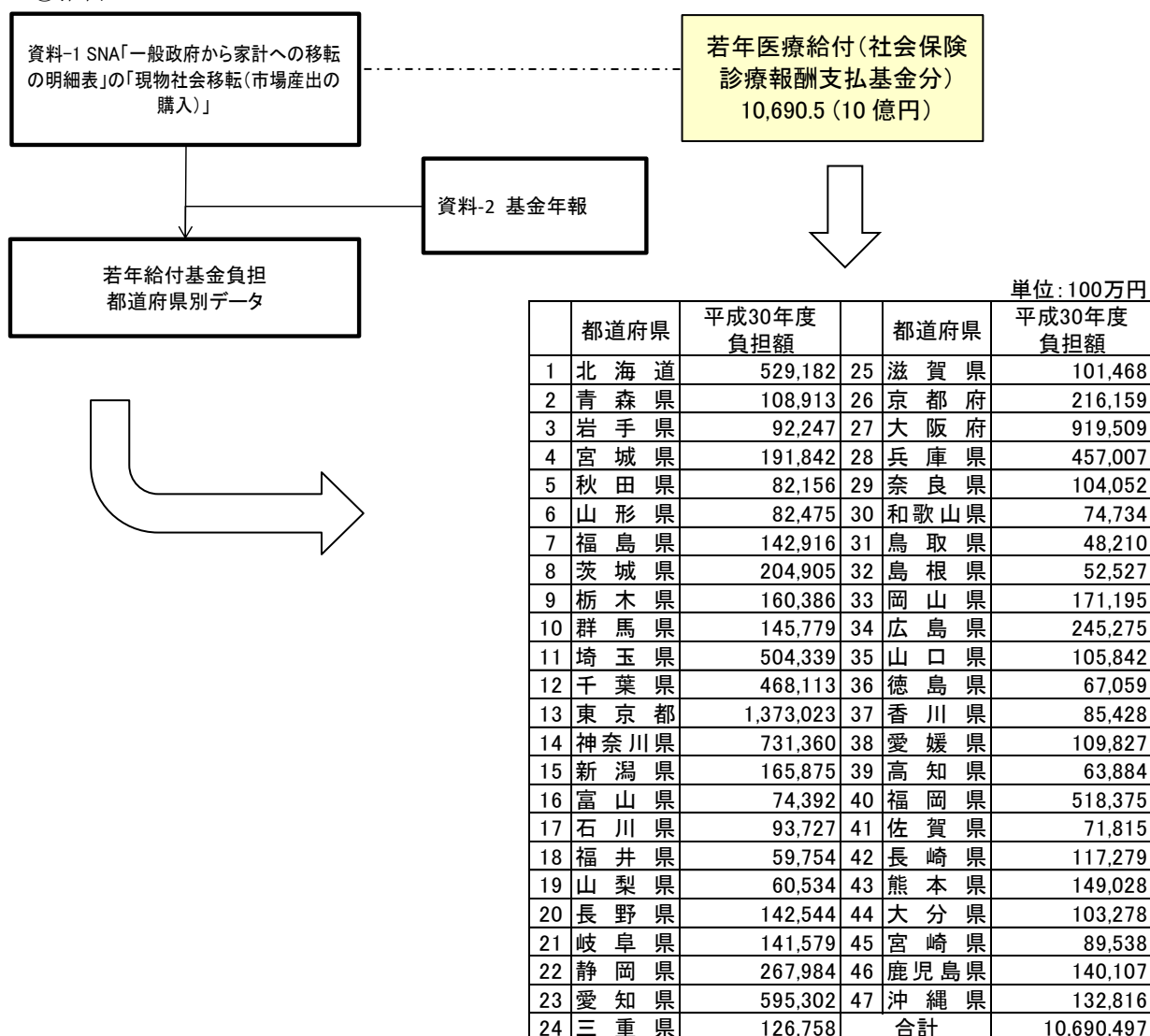
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)の1. 社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の現物社会移転(市場産出の購入)
- ・資料-2 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----第5表(続) 支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額(平成19年度までは、左記額より市町村及び特別区(老人保健)支払額を控除)

②推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



2. 2. 9若年医療給付(国保・一般、退職者、組合給付分)

(1)給付

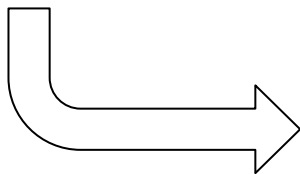
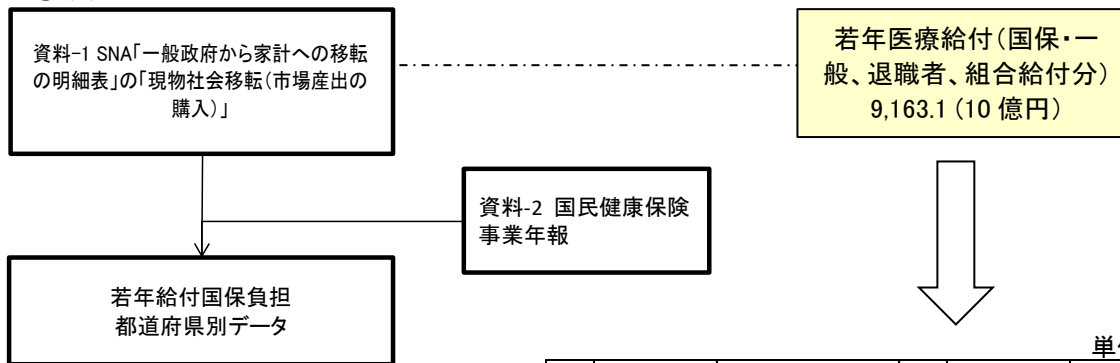
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)の 1. 社会保障給付のうち(2)国民健康保険の現物社会移転(市場産出の購入)
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』(厚生労働省) ----11 表 都道府県別医療費の状況(その1) 保険者負担額(平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除)

②推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 給付額		都道府県	平成30年度 給付額
1	北海道	413,769	25	滋賀県	92,990
2	青森県	100,723	26	京都府	188,765
3	岩手県	94,208	27	大阪府	682,478
4	宮城県	161,147	28	兵庫県	405,594
5	秋田県	78,226	29	奈良県	102,652
6	山形県	77,950	30	和歌山県	83,066
7	福島県	143,267	31	鳥取県	42,831
8	茨城県	203,833	32	島根県	53,760
9	栃木県	142,219	33	岡山県	147,136
10	群馬県	143,106	34	広島県	206,361
11	埼玉県	500,183	35	山口県	119,405
12	千葉県	427,991	36	徳島県	58,662
13	東京都	866,777	37	香川県	81,599
14	神奈川県	593,254	38	愛媛県	113,502
15	新潟県	156,045	39	高知県	66,580
16	富山県	68,957	40	福岡県	377,515
17	石川県	85,338	41	佐賀県	70,895
18	福井県	53,827	42	長崎県	128,150
19	山梨県	63,277	43	熊本県	156,128
20	長野県	147,922	44	大分県	98,952
21	岐阜県	150,529	45	宮崎県	94,170
22	静岡県	264,959	46	鹿児島県	151,821
23	愛知県	455,212	47	沖縄県	115,296
24	三重県	132,071		合計	9,163,098

2. 2. 10老人保健医療(後期高齢者医療)給付

(1)給付

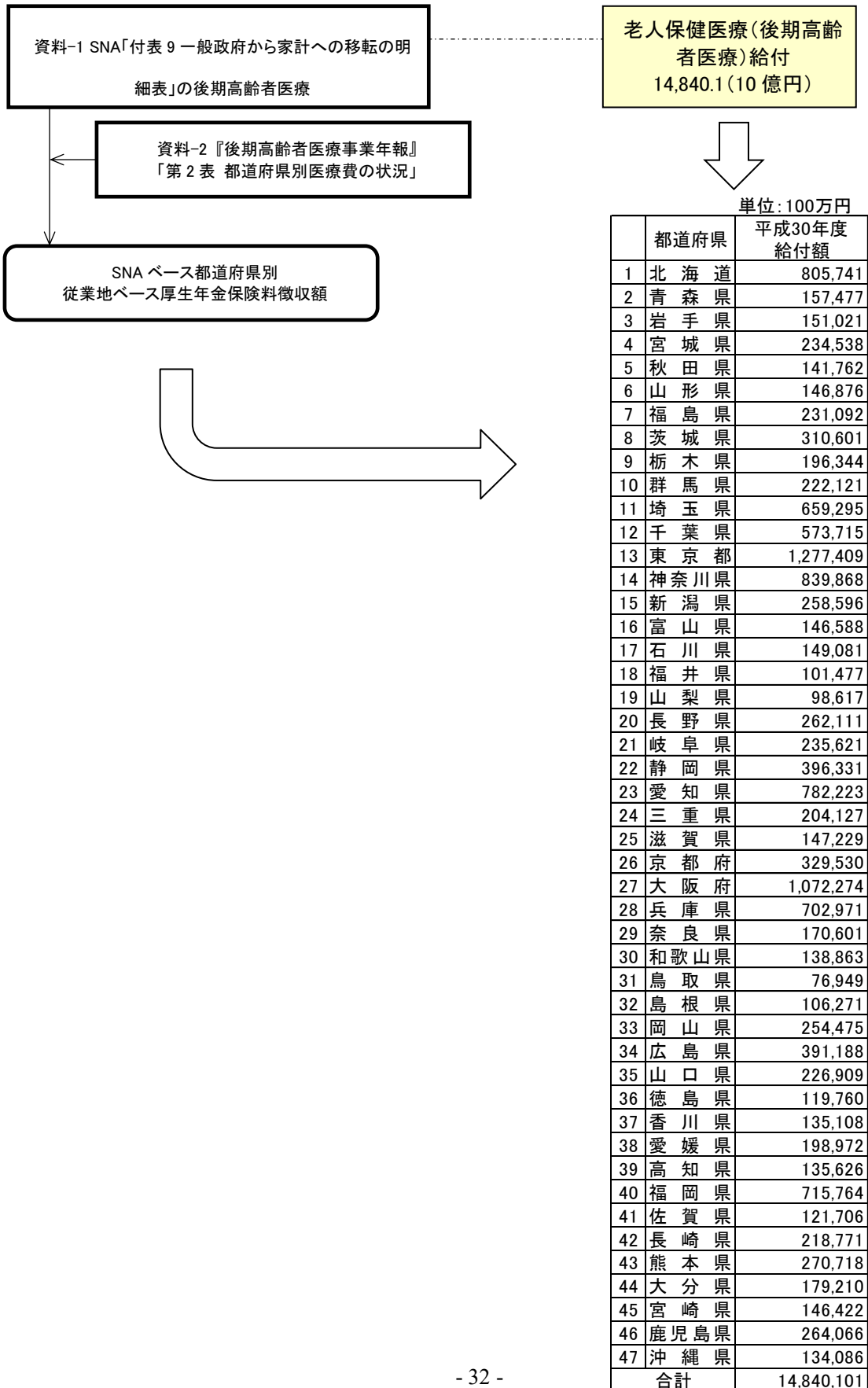
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係) の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』(厚生労働省) ----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1)医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----第 5 表 (続) 支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区(老人保健) 支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』(厚生労働省) ----表 11 表 都道府県別医療費の状況(その 6) 老人保健負担分

②推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③推計フロー



2. 2. 11介護

(1)負担

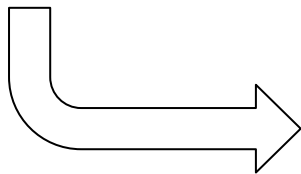
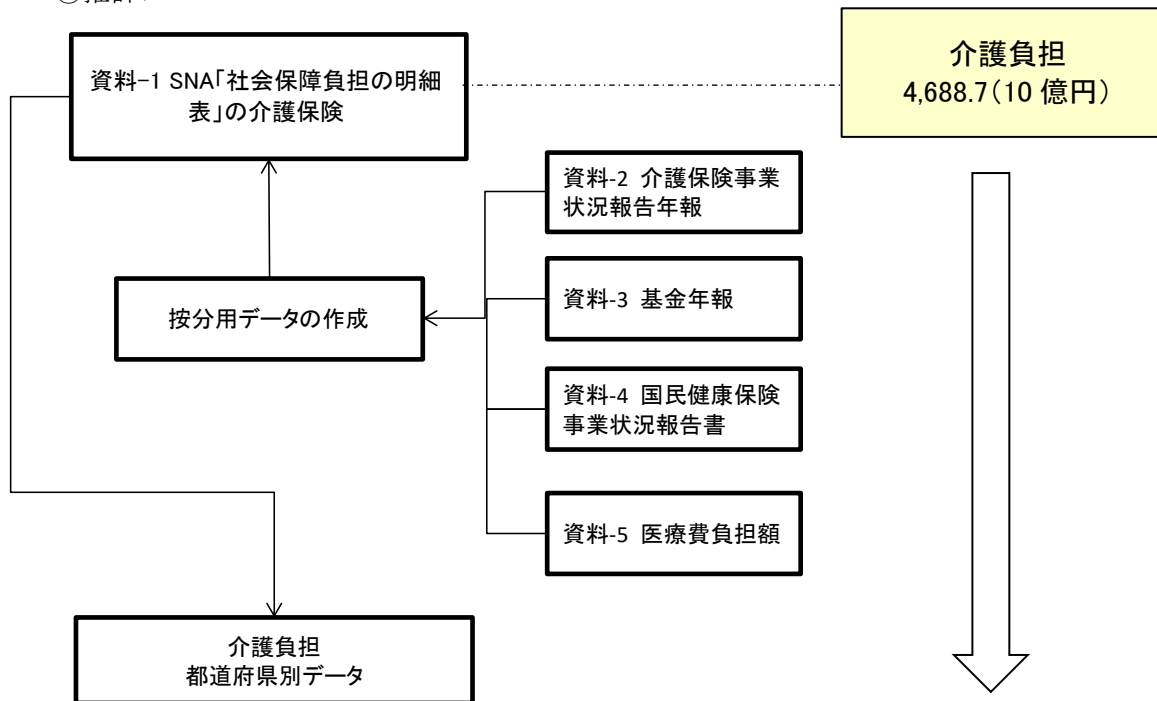
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計 (第 1 号被保険者負担額)
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況 (第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』(厚生労働省) ----B 表 介護納付金 (第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-5 『医療費負担額』(本調査)

②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額(資料-2)と第 2 号被保険者負担額(資料-3、資料-4)から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 負担額		都道府県	平成30年度 負担額
1	北海道	179,232	25	滋賀県	45,729
2	青森県	46,999	26	京都府	90,733
3	岩手県	44,394	27	大阪府	350,330
4	宮城県	77,364	28	兵庫県	180,973
5	秋田県	39,176	29	奈良県	42,859
6	山形県	41,784	30	和歌山県	34,405
7	福島県	65,078	31	鳥取県	21,571
8	茨城県	92,488	32	島根県	27,297
9	栃木県	64,769	33	岡山県	69,421
10	群馬県	69,782	34	広島県	104,584
11	埼玉県	203,876	35	山口県	51,120
12	千葉県	179,399	36	徳島県	27,888
13	東京都	803,467	37	香川県	37,481
14	神奈川県	288,033	38	愛媛県	50,711
15	新潟県	86,214	39	高知県	25,464
16	富山県	43,688	40	福岡県	170,782
17	石川県	43,558	41	佐賀県	29,535
18	福井県	29,959	42	長崎県	48,607
19	山梨県	29,117	43	熊本県	63,613
20	長野県	75,729	44	大分県	39,637
21	岐阜県	72,095	45	宮崎県	37,635
22	静岡県	133,096	46	鹿児島県	55,988
23	愛知県	266,213	47	沖縄県	42,711
24	三重県	64,115		合計	4,688,699

(2) 給付

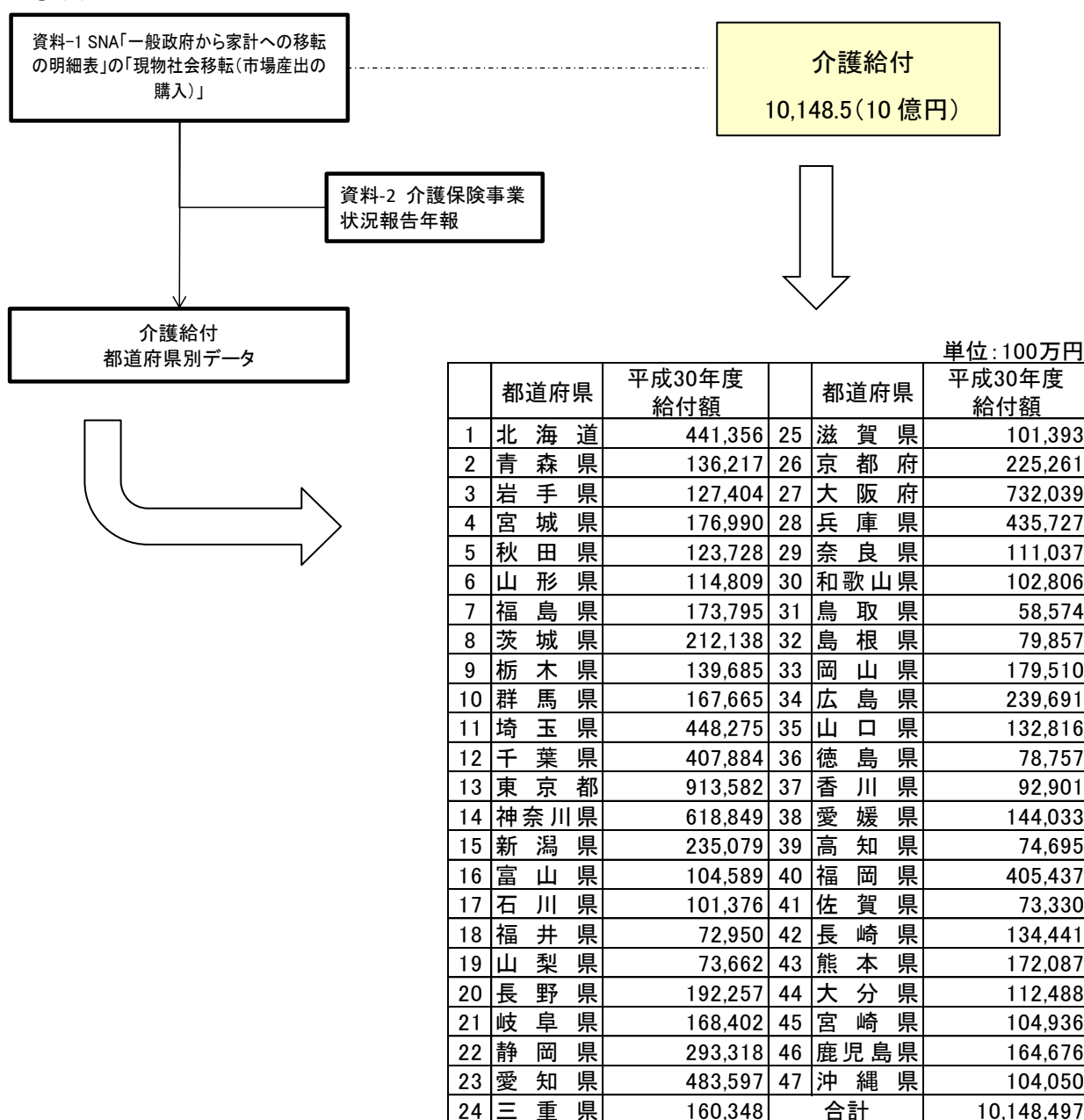
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の現物社会移転（市場産出の購入）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



2. 3税金部門

2. 3. 1所得税

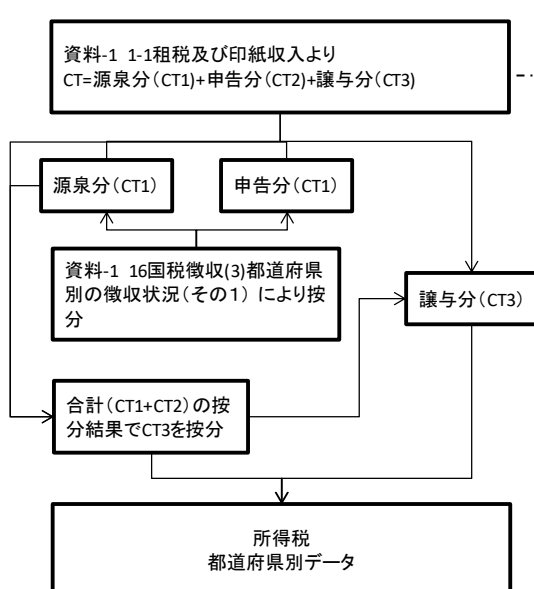
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

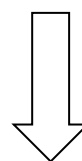
②推計方法

- ・所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成 24 年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与分）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③推計フロー



所得税
19,900.6(10 億円)



単位:100万円

	都道府県	平成30年度 所得税		都道府県	平成30年度 所得税
1	北海道	411,248	25	滋賀県	93,368
2	青森県	71,273	26	京都府	309,476
3	岩手県	69,943	27	大阪府	1,583,966
4	宮城県	197,149	28	兵庫県	494,474
5	秋田県	48,340	29	奈良県	84,341
6	山形県	63,114	30	和歌山県	60,492
7	福島県	135,656	31	鳥取県	30,779
8	茨城県	208,395	32	島根県	38,629
9	栃木県	155,895	33	岡山県	138,112
10	群馬県	161,116	34	広島県	269,851
11	埼玉県	559,163	35	山口県	121,545
12	千葉県	451,943	36	徳島県	56,503
13	東京都	9,328,498	37	香川県	80,662
14	神奈川県	1,017,763	38	愛媛県	101,854
15	新潟県	151,948	39	高知県	45,693
16	富山県	89,645	40	福岡県	451,850
17	石川県	95,598	41	佐賀県	49,156
18	福井県	65,352	42	長崎県	83,098
19	山梨県	73,890	43	熊本県	136,002
20	長野県	162,638	44	大分県	70,609
21	岐阜県	167,394	45	宮崎県	72,960
22	静岡県	347,219	46	鹿児島県	92,029
23	愛知県	1,163,819	47	沖縄県	98,515
24	三重県	139,614		合計	19,900,577

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

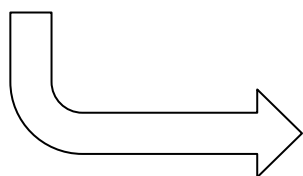
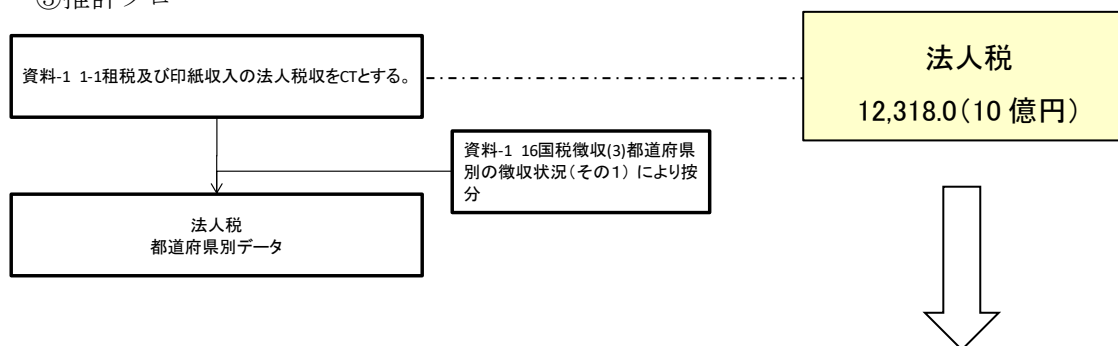
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成 24～26 年度は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 法人税		都道府県	平成30年度 法人税
1	北海道	208,391	25	滋賀県	42,844
2	青森県	28,954	26	京都府	251,130
3	岩手県	34,416	27	大阪府	1,320,526
4	宮城県	80,527	28	兵庫県	259,864
5	秋田県	20,935	29	奈良県	27,158
6	山形県	26,959	30	和歌山県	26,774
7	福島県	63,094	31	鳥取県	13,315
8	茨城県	74,192	32	島根県	18,330
9	栃木県	57,662	33	岡山県	85,646
10	群馬県	86,787	34	広島県	166,081
11	埼玉県	212,980	35	山口県	64,076
12	千葉県	217,665	36	徳島県	31,618
13	東京都	6,192,036	37	香川県	46,175
14	神奈川県	413,392	38	愛媛県	78,233
15	新潟県	91,175	39	高知県	20,080
16	富山県	59,105	40	福岡県	266,553
17	石川県	56,978	41	佐賀県	24,099
18	福井県	43,786	42	長崎県	33,377
19	山梨県	42,900	43	熊本県	53,033
20	長野県	80,080	44	大分県	31,684
21	岐阜県	94,044	45	宮崎県	27,504
22	静岡県	186,643	46	鹿児島県	44,457
23	愛知県	895,065	47	沖縄県	60,553
24	三重県	57,153		合計	12,318,029

2. 3. 3消費税

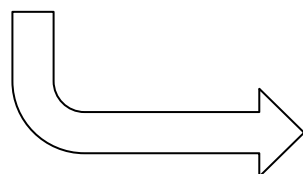
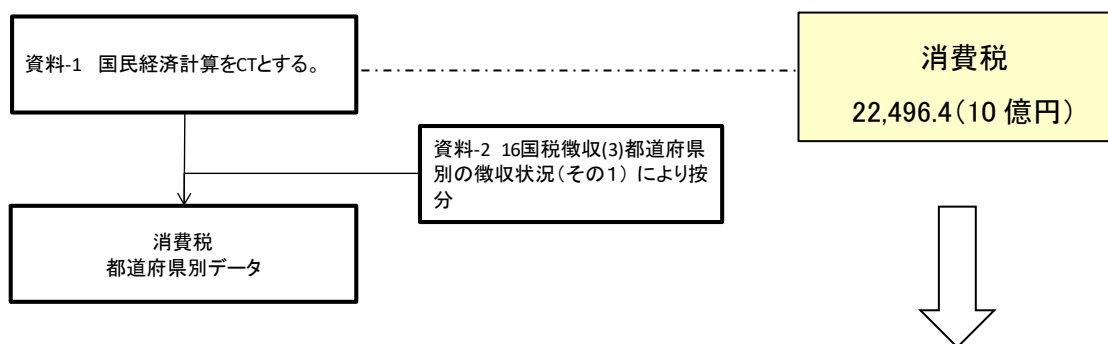
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
1 (1)生産物に課される税 a. 付加価値型税 (VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収 (3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の16 国税徴収 (3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 消費税		都道府県	平成30年度 消費税
1	北海道	584,804	25	滋賀県	123,251
2	青森県	121,081	26	京都府	348,152
3	岩手県	112,110	27	大阪府	2,062,884
4	宮城県	277,720	28	兵庫県	578,186
5	秋田県	77,198	29	奈良県	82,028
6	山形県	103,028	30	和歌山県	78,303
7	福島県	201,073	31	鳥取県	46,210
8	茨城県	265,456	32	島根県	60,171
9	栃木県	185,045	33	岡山県	205,644
10	群馬県	228,592	34	広島県	387,622
11	埼玉県	625,299	35	山口県	131,770
12	千葉県	514,646	36	徳島県	64,663
13	東京都	8,917,997	37	香川県	119,704
14	神奈川県	1,121,591	38	愛媛県	151,584
15	新潟県	253,059	39	高知県	61,612
16	富山県	157,874	40	福岡県	642,922
17	石川県	148,320	41	佐賀県	71,361
18	福井県	103,885	42	長崎県	107,339
19	山梨県	81,585	43	熊本県	154,986
20	長野県	224,604	44	大分県	109,434
21	岐阜県	242,667	45	宮崎県	90,049
22	静岡県	420,464	46	鹿児島県	134,110
23	愛知県	1,400,424	47	沖縄県	127,577
24	三重県	188,317		合計	22,496,401

2.3.4 自動車重量税

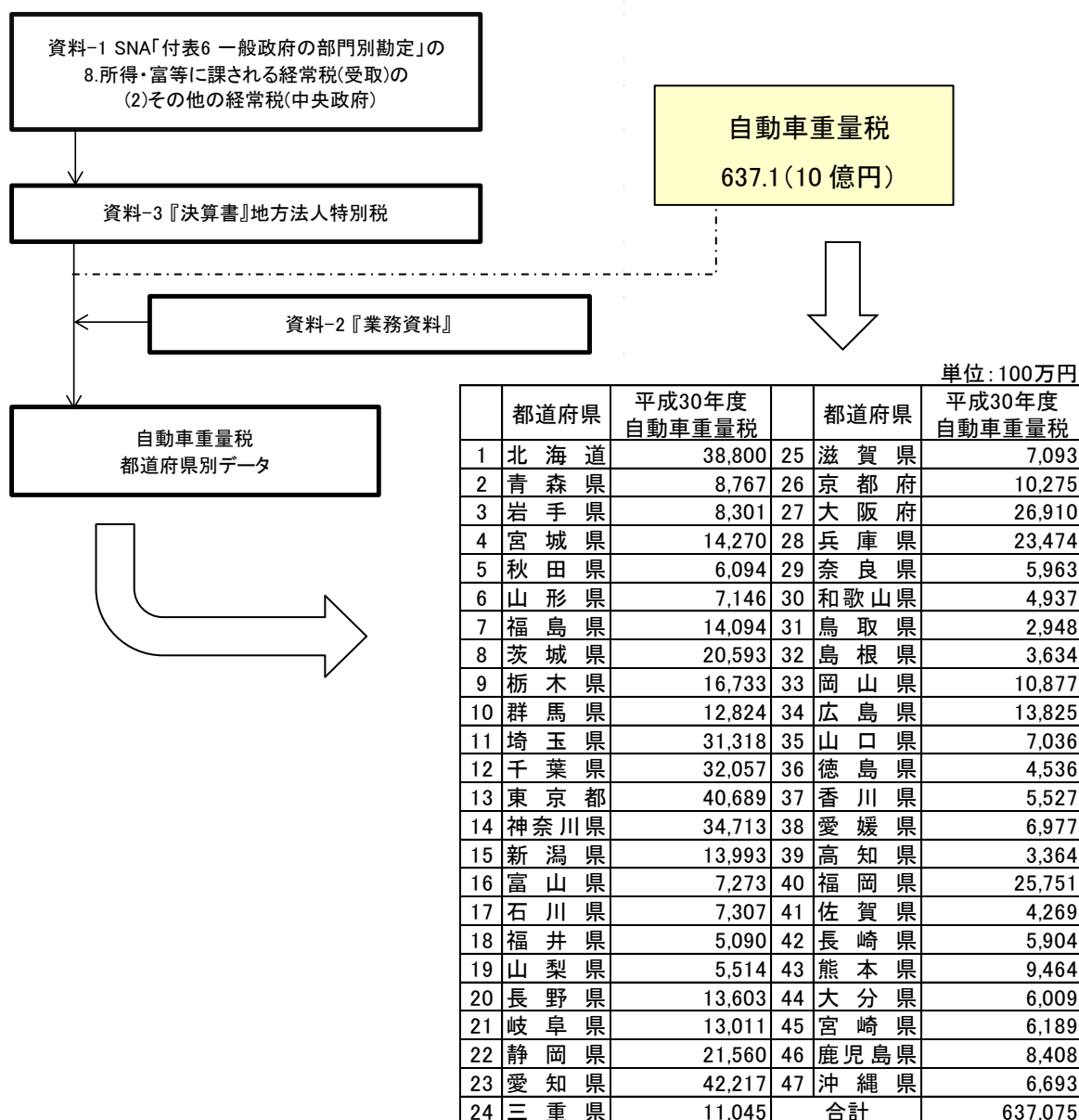
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの
- 資料-3 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）

②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 から資料-3 を控除した値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



2.3.5 輸入関税

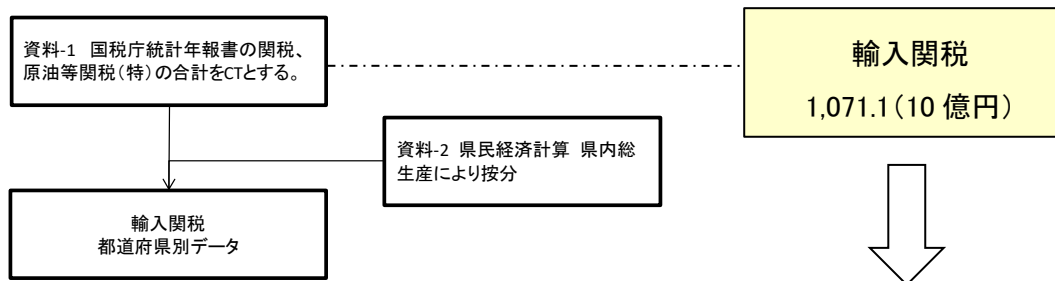
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

②推計方法

- ・輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。都道府県別の値は、データ等の制約から資料-2 の県内総生産により按分して求める。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成30年度 輸入関税		都道府県	平成30年度 輸入関税
1	北海道	36,619	25	滋賀県	12,889
2	青森県	8,260	26	京都府	20,187
3	岩手県	8,865	27	大阪府	75,986
4	宮城県	18,042	28	兵庫県	40,178
5	秋田県	6,636	29	奈良県	7,092
6	山形県	8,187	30	和歌山県	6,705
7	福島県	14,804	31	鳥取県	3,641
8	茨城県	26,191	32	島根県	4,772
9	栃木県	17,703	33	岡山県	14,709
10	群馬県	16,880	34	広島県	22,127
11	埼玉県	44,324	35	山口県	12,005
12	千葉県	39,173	36	徳島県	6,040
13	東京都	206,317	37	香川県	7,335
14	神奈川県	67,602	38	愛媛県	9,358
15	新潟県	17,066	39	高知県	4,502
16	富山県	9,105	40	福岡県	37,233
17	石川県	9,044	41	佐賀県	5,910
18	福井県	6,572	42	長崎県	8,782
19	山梨県	6,811	43	熊本県	11,525
20	長野県	16,366	44	大分県	8,594
21	岐阜県	14,983	45	宮崎県	7,036
22	静岡県	33,236	46	鹿児島県	10,381
23	愛知県	76,799	47	沖縄県	8,449
24	三重県	16,104		合計	1,071,125

2. 3. 6その他(税金)

①使用データ

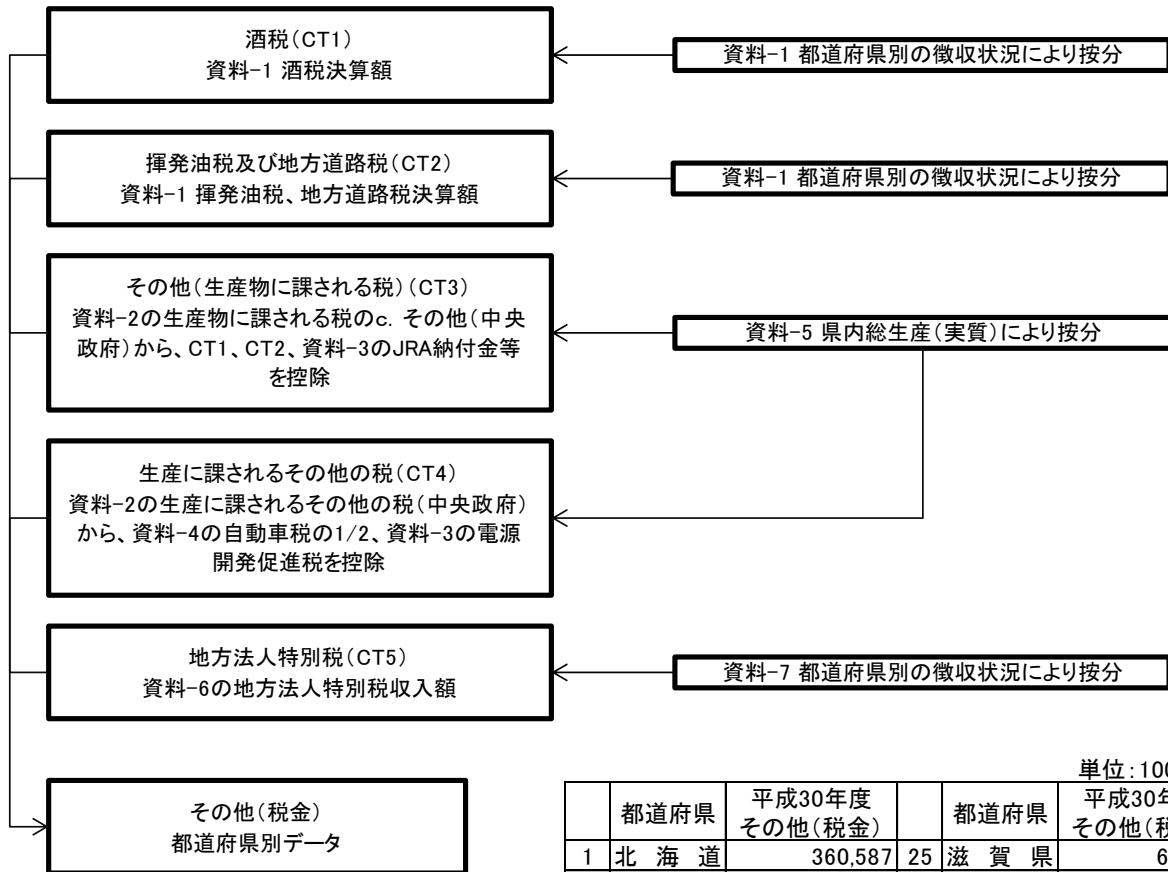
- ・資料-1 『国税庁統計年報書』(国税庁) ----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況(その2) 収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』(内閣府) ----「付表 6-1 一般政府の部門別勘定」 1 (1)生産物に課される税のc. その他(中央政府分)、 1 (2)生産に課されるその他の税(中央政府)
- ・資料-3 『決算書』(財務省) ----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税(電源立地勘定)、電源開発促進税(電源利用化勘定)、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、(本調査)
- ・資料-5 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質連鎖方式)
- ・資料-6 『決算書』(財務省) ----地方法人特別税(交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額)
- ・資料-7 『地方財政統計年報』(総務省) ----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 事業税収入額

②推計方法

- ・その他(税金)は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他(生産物に課される税)からの控除分、その他(生産に課されるその他の税)からの控除分、地方法人特別税の5つの部分から構成される。なお、これら以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める納付金についても扱うこととし、東京都分として加算する。
- ・酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・その他(生産物に課される税)は、資料-2の生産物に課される税のc. その他(中央政府)から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・その他(生産に課されるその他の税)は、資料-2の生産に課されるその他の税(中央政府)から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税(電源立地勘定)及び電源開発促進税(電源利用化勘定)を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

- 地方法人特別税については、資料-6の歳入額をコントロール・トータルとし、資料-7の税収額の比で按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成30年度 その他(税金)		都道府県	平成30年度 その他(税金)
1	北海道	360,587	25	滋賀県	60,513
2	青森県	65,618	26	京都府	145,156
3	岩手県	37,296	27	大阪府	783,696
4	宮城県	221,110	28	兵庫県	243,024
5	秋田県	45,812	29	奈良県	28,916
6	山形県	41,852	30	和歌山県	106,917
7	福島県	112,655	31	鳥取県	15,617
8	茨城県	317,698	32	島根県	19,884
9	栃木県	123,570	33	岡山県	251,750
10	群馬県	121,933	34	広島県	101,389
11	埼玉県	195,892	35	山口県	254,587
12	千葉県	628,350	36	徳島県	24,676
13	東京都	2,381,079	37	香川県	92,203
14	神奈川県	955,280	38	愛媛県	110,468
15	新潟県	85,608	39	高知県	19,139
16	富山県	54,277	40	福岡県	265,651
17	石川県	40,504	41	佐賀県	24,543
18	福井県	28,983	42	長崎県	35,103
19	山梨県	32,707	43	熊本県	61,289
20	長野県	71,618	44	大分県	135,877
21	岐阜県	64,624	45	宮崎県	64,957
22	静岡県	185,734	46	鹿児島県	70,416
23	愛知県	591,667	47	沖縄県	78,429
24	三重県	306,957		合計	10,065,611

2. 3. 7個人住民税

①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）

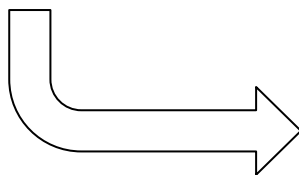
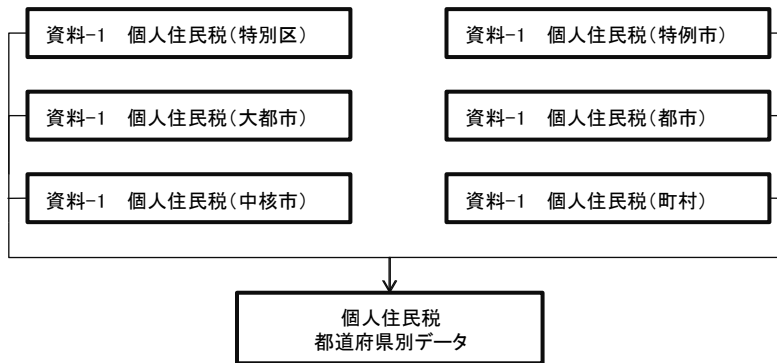
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（所得割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（所得割）

②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成30年度 個人住民税		都道府県	平成30年度 個人住民税
1	北海道	418,430	25	滋賀県	128,772
2	青森県	83,194	26	京都府	268,546
3	岩手県	87,332	27	大阪府	805,618
4	宮城県	198,608	28	兵庫県	531,533
5	秋田県	62,638	29	奈良県	122,756
6	山形県	77,125	30	和歌山県	70,426
7	福島県	148,611	31	鳥取県	31,051
8	茨城県	262,380	32	島根県	39,308
9	栃木県	176,366	33	岡山県	156,032
10	群馬県	169,658	34	広島県	258,310
11	埼玉県	724,544	35	山口県	110,198
12	千葉県	677,533	36	徳島県	57,268
13	東京都	2,221,292	37	香川県	81,153
14	神奈川県	1,149,659	38	愛媛県	99,417
15	新潟県	171,603	39	高知県	50,762
16	富山県	94,195	40	福岡県	429,298
17	石川県	101,770	41	佐賀県	57,984
18	福井県	68,332	42	長崎県	94,194
19	山梨県	70,967	43	熊本県	123,201
20	長野県	170,434	44	大分県	80,930
21	岐阜県	176,016	45	宮崎県	70,950
22	静岡県	355,907	46	鹿児島県	105,939
23	愛知県	853,358	47	沖縄県	94,876
24	三重県	165,961		合計	12,554,435

2. 3. 8法人住民税

①使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（法人均等割、法人税割）

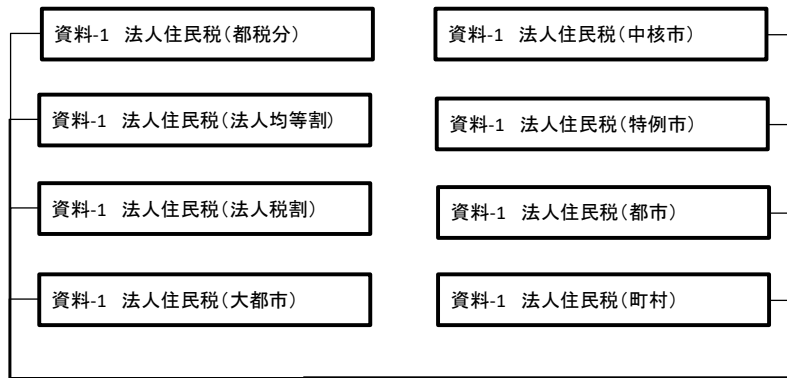
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（法人均等割、法人税割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（法人均等割、法人税割）

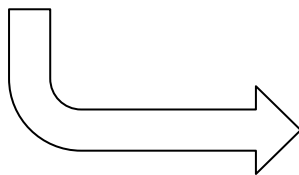
②推計方法

- ・法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位：100万円

	都道府県	平成30年度 法人住民税		都道府県	平成30年度 法人住民税
1	北海道	82,804	25	滋賀県	31,199
2	青森県	15,288	26	京都府	63,417
3	岩手県	20,959	27	大阪府	279,560
4	宮城県	51,833	28	兵庫県	88,442
5	秋田県	12,492	29	奈良県	13,826
6	山形県	16,081	30	和歌山県	13,227
7	福島県	31,856	31	鳥取県	5,444
8	茨城県	54,563	32	島根県	7,375
9	栃木県	42,878	33	岡山県	34,234
10	群馬県	47,174	34	広島県	58,118
11	埼玉県	107,547	35	山口県	26,656
12	千葉県	97,381	36	徳島県	14,019
13	東京都	1,002,067	37	香川県	20,479
14	神奈川県	179,042	38	愛媛県	23,817
15	新潟県	39,046	39	高知県	9,115
16	富山県	20,519	40	福岡県	108,424
17	石川県	26,629	41	佐賀県	12,498
18	福井県	16,820	42	長崎県	17,241
19	山梨県	19,693	43	熊本県	26,936
20	長野県	36,197	44	大分県	16,817
21	岐阜県	33,173	45	宮崎県	13,775
22	静岡県	80,228	46	鹿児島県	20,632
23	愛知県	249,658	47	沖縄県	18,445
24	三重県	41,815		合計	3,249,439

2. 3. 9 その他の経常税

①使用データ

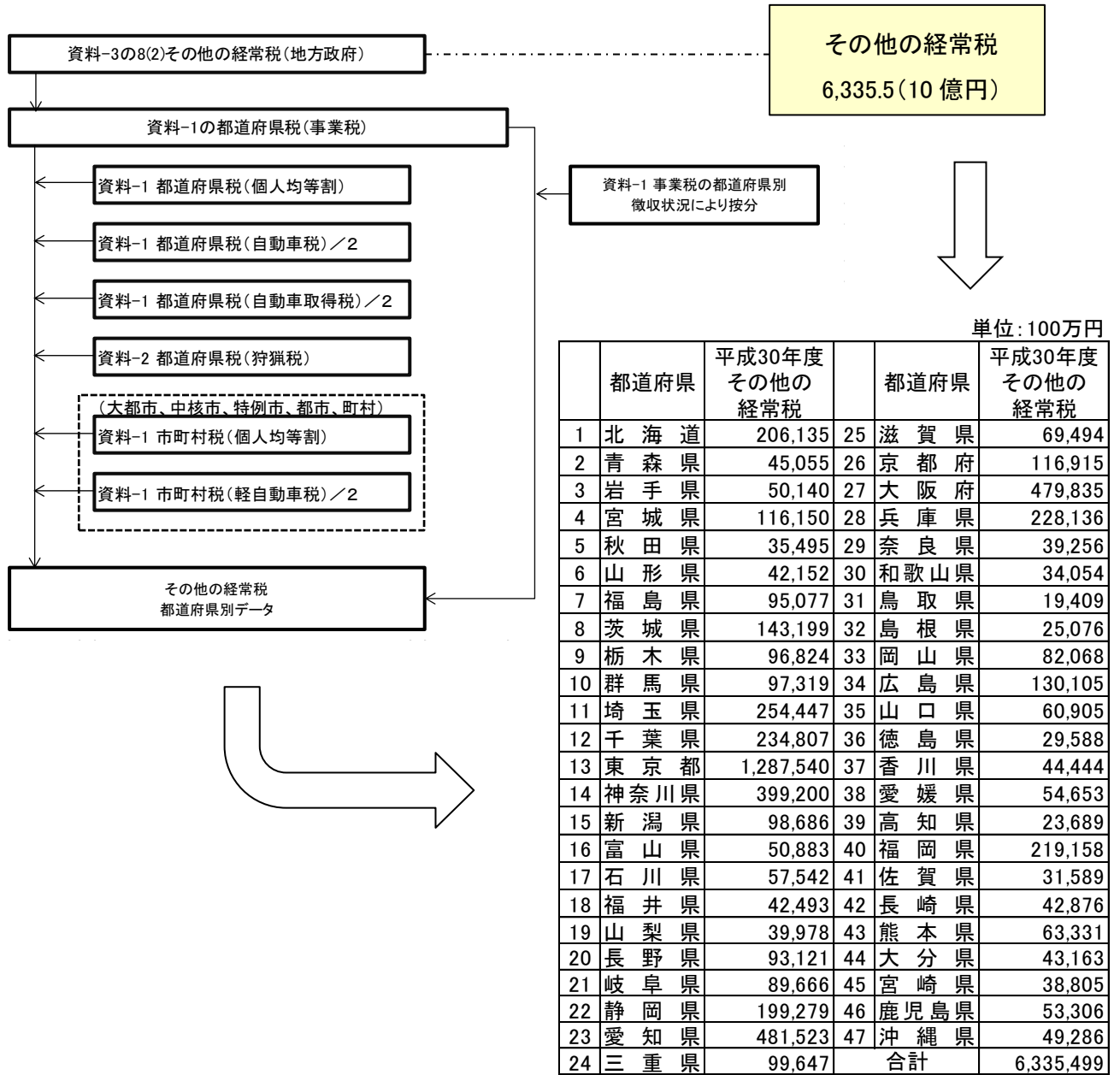
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ----
 - 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（個人均等割）、自動車税、自動車取得税、事業税
 - 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（個人均等割）、軽自動車税
 - 2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（個人均等割）、軽自動車税
- ・資料-2 『都道府県決算カード』（総務省） ----都道府県ごとの自動車取得税、狩猟税
- ・資料-3 『国民経済計算』（内閣府） ----付表 6-1 一般政府の部門別勘定の 8. 所得・富等に課される経常税(受取)の(2)その他の経常税「地方政府」の値

②推計方法

- その他の経常税は、資料-3 のその他の経常税（地方税）をコントロール・トータルとし、資料-1 の事業税を控除した「事業税以外」と「事業税」に分割する。
- 事業税以外は、道府県民税（個人均等割）＋市町村民税（個人均等割）＋自動車税の $1/2$ ＋自動車取得税の $1/2$ ＋軽自動車税の $1/2$ ＋狩猟税であり、資料-1、資料-2 のデータの都道府県比で按分する。
- 事業税は、資料-1 の事業税の都道府県別の徴収額を用いる。
- 事業税以外、事業税を合算した額をその他経常税の都道府県別データとする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15～17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③推計フロー



2. 3. 10生産物に課される税(その他)

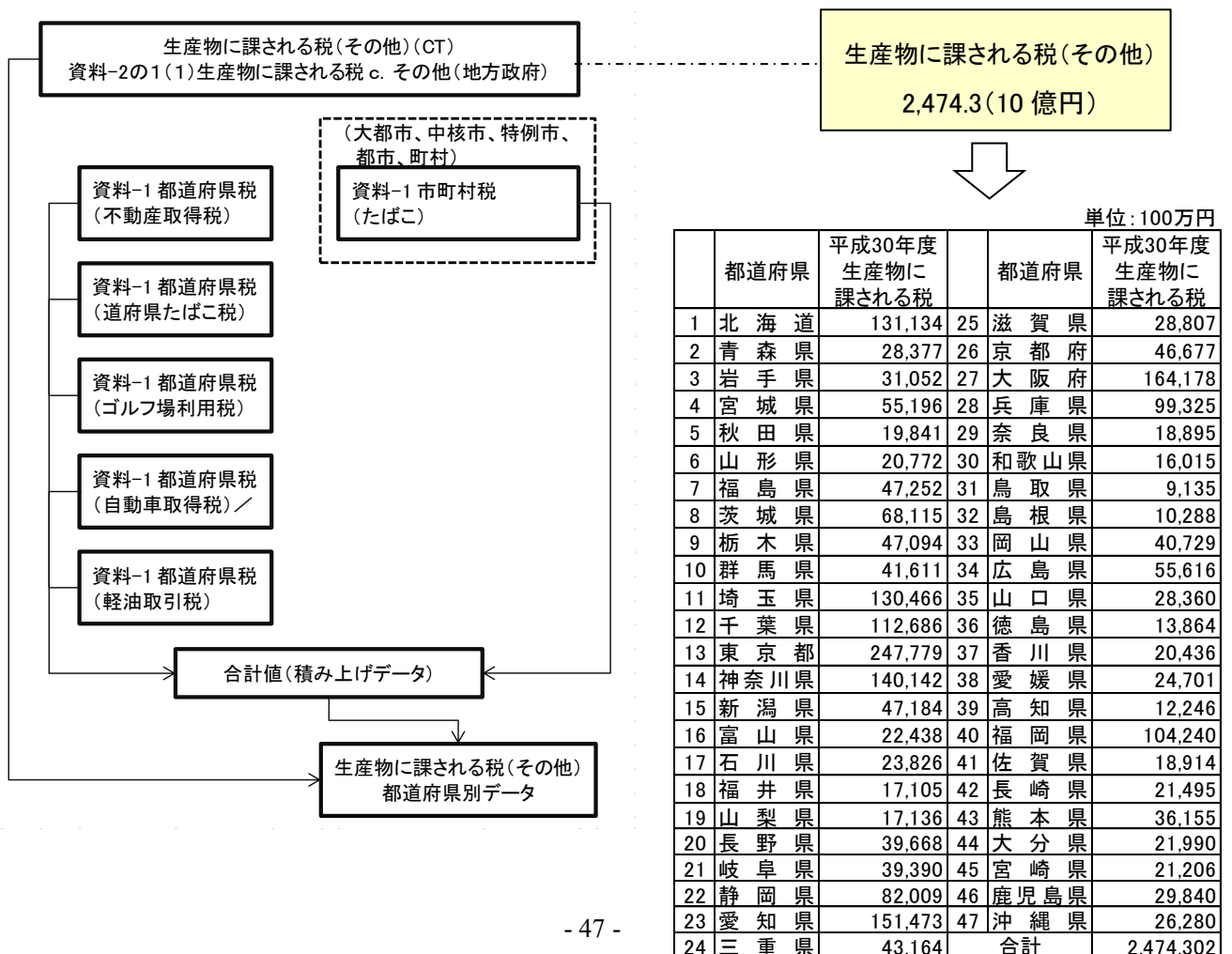
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』(総務省) ----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1. 総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』(総務省) ----都道府県ごとの自動車取得税、軽油引取税
- 資料-3 『国民経済計算』(内閣府) ----付表 6-1 一般政府の部門別勘定 1 (1)生産物に課される税 c. その他「地方政府」の値

②推計方法

- 生産物に課される税(その他)は、道府県民税(不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税の1/2+軽油引取税)+市町村税(たばこ)である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③推計フロー



2. 3. 11 生産に課されるその他の税

①使用データ

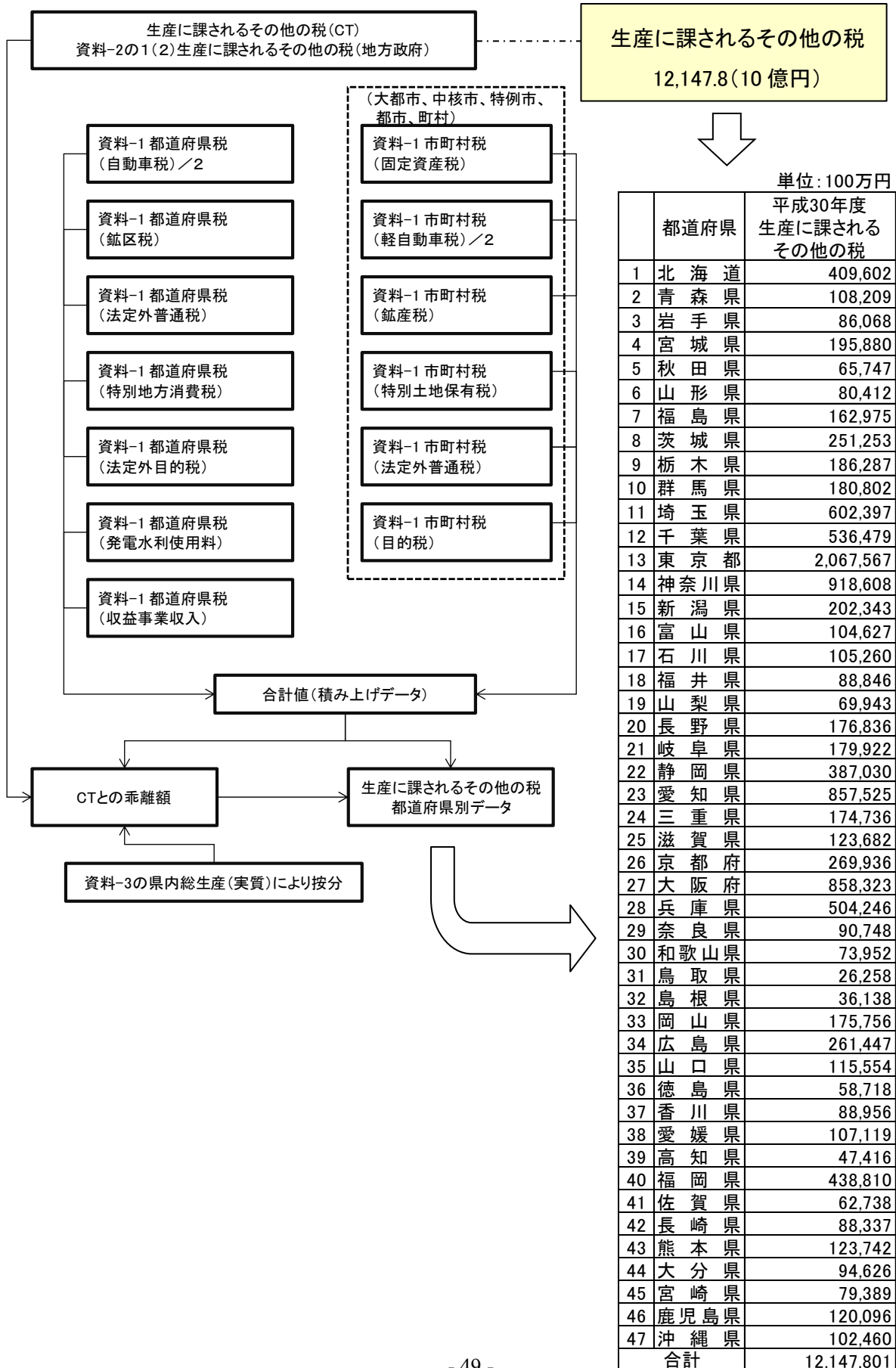
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6-1 一般政府の部門別勘定 1 (2) 生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

②推計方法

- ・生産に課されるその他の税は、都道府県税（自動車税の 1 / 2 + 鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の 1 / 2 + 鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15~17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③推計フロー



2. 4 県民経済計算

(1) 2006～2018 年度

① 系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 3. 県民所得、4. 県内総生産（支出側、名目）、5. 県内総生産（支出側、実質連鎖方式）、総括表 6. 県民雇用者報酬、12. 県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出（COF0G）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストックの減耗額

③ 推計方法

- ・基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本の純ストック減耗額（ただし、2010 年度のみ東日本大震災による毀損分を除く）で按分する。

図表2-1 系列別推計資料、推計方法の概要

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP-実質民間消費-実質民間企業設備-実質民間住宅-実質政府消費-実質公的資本形成-実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
名目 GDP	=都道府県名目 GDP の合計=地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	=名目 GDP-名目民間消費-名目民間企業設備-名目民間住宅-名目政府消費-名目公的資本形成-名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CTを国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(COFOG)の固定資本減耗とし、内訳を純社会資本ストックの減耗額で按分する

(2) 1980～2005 年度

①系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP(都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) -----平成 13-平成 26 年度(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) -----平成 8 -平成 21 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) -----平成 2 -平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-4 『旧基準係数』(内閣府) -----昭和 50-平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

- ・資料-5 『国民経済計算』(内閣府) -----平成 28 年度年次推計(2008SNA 平成 23 年基準)
-----平成 23 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及
- ・資料-6 『旧基準計数』(内閣府) -----平成 26 年度確報(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-7 『旧基準計数』(内閣府) -----平成 21 年度確報(93SNA 平成 12 年基準)

③推計方法

- 遡及推計の基本的な考え方は、新しい基準の系列を優先し、データのない期間については旧基準の系列値にリンク係数を乗じて水準を調整した値を接続する。
- 具体的には、まず平成7年基準値は1990年度以降しかないため、1990年度時点で平成7年基準値÷平成2年基準値でリンク係数を求める。1980～89年度は平成2年基準値×リンク係数を遡及推計値とし、平成7年基準値を補間する。
- 同様に、1996年度時点で算出した平成12年基準値÷平成7年基準値をリンク係数とし、1980～1995年度は平成7年基準値（補間含む）にリンク係数を乗じ、平成12年基準値を補間する。これを繰り返して、平成23年基準の長期遡及系列を算出する。
- 以上の処理を各系列の名目値およびデフレーターについて行う。実質値は最終的に求めた平成23年基準の名目値をデフレーターで除して算出する。

- ただし、平成7年基準改定による推計方法・定義の変更を踏まえ、民間企業設備投資は平成2年基準値にソフトウェア開発費を加算してから平成7年基準値に接続した。
- また、平成23年基準改定を踏まえ、総固定資本形成（民間企業設備、民間住宅、公的固定資本形成）については、国民経済計算の平成23年基準値と平成17年基準値の差分をコントロール・トータルとし、固定資本形成額の比で都道府県に按分した額を平成17年基準値に加算してから平成23年基準値に接続した。

- なお、財貨・サービスの純移出入、在庫純増、その他最終需要については、正負どちらの値もとりのる収支尻としての性質を持ち、上述の方法では遡及して接続ができないことから、遡及推計を行っていない。

2. 5都道府県別資本ストック

本モデルで推計している民間資本ストック、社会資本ストックの推計方法、対象分野等の概要は以下のとおりである。

2. 5. 1民間企業資本ストック

民間資本ストックは、民間部門（民間企業・個人企業等）による設備投資によって形成されてきた、機械設備や建築物、構造物等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 29 年度までの本モデルでは、内閣府「民間企業資本ストック年報」の粗資本ストックを基礎として利用してきたが、同調査の改廃に伴い、平成 30 年度版以降は内閣府「国民経済計算年次推計」の固定資本ストックマトリックスおよび「固定資本ストック速報」を基礎とした純資本ストックを採用している。

ただし、全国値を都道府県に按分するための資本ストックについては、利用可能な純資本のデータがないことから、従来と同様、粗資本である「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）」を参照している。

いずれにしても、本モデルの民間企業資本ストックは、公表された統計調査等のデータ・資料に基づいて、本モデルで利用するために簡易的に推計したものである点には留意されたい。

(1)推計方法の概要

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）----フロー編付表 22. 「固定資本マトリックス（実質）」、ストック編付表 4. 「固定資本ストックマトリックス（実質）」
- ・資料-2 『固定資本ストック速報』（内閣府）----民間企業設備
- ・資料-3 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-4 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-5 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別在庫額、有形固定資産、リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）の有形固定資産取得額（土地以外）
- ・資料-6 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

②推計方法

都道府県別民間企業資本ストックは、資料-1 の経済活動別分類に準じて推計することとし、2009 年度までは資料-1 のストック額（全国）を資料-3 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度以降は、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均減耗率を乗じた額を控除し、資料-1 の経済活動別フロー額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-5 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-4 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-4 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は資料-2 の民間企業設備をコントロール・トータルとして調整した。

なお、資料によって部門分類は異なるが、本モデルでは以下のとおり対応付けて利用することとした。

図表2-2 本モデルにおける経済活動分類の対応一覧

(2009年度までの
ストック按分)

(2010年度以降のフロー按分)

固定資本マトリックスの経済活動	都道府県別民間資本 ストックの産業	経済活動別県内総生産 の経済活動	工業統計の産業
1. 農林水産業	農林水産業	農林水産業	
2. 鉱業	鉱業	鉱業	
3. 製造業(1)食料品	食料品		食料品
3. 製造業(2)繊維製品	繊維		繊維
3. 製造業(3)パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙		パルプ・紙・紙加工品
3. 製造業(4)化学	化学		化学
3. 製造業(5)石油・石炭製品	石油・石炭		石油製品・石炭製品
3. 製造業(6)窯業・土石製品	窯業土石		窯業・土石製品
3. 製造業(7)一次金属	一次金属		鉄鋼業＋非鉄金属
3. 製造業(8)金属製品	金属製品		金属製品
3. 製造業(9)はん用・生産用・業務用機械	一般＋精密		はん用＋生産用＋業務用機械器具
3. 製造業(10)電子部品・デバイス	精密機械		電子部品・デバイス・電子回路
3. 製造業(11)電気機械	電気機械		電気機械器具
3. 製造業(12)情報・通信機器	精密機械		情報通信機械器具
3. 製造業(13)輸送用機械	輸送用機械		輸送用機械器具
3. 製造業(14)その他の製造業	その他		印刷・関連業＋その他
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
5. 建設業	建設業	建設業	
6. 卸売・小売業	卸売・小売業	卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	運輸・通信業	運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	サービス業	宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	運輸・通信業	情報通信業	
10. 金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	
11. 不動産業	不動産業	不動産業	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務		(対象外)	
14. 教育	サービス業	教育	
15. 保健衛生・社会事業	サービス業	保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	サービス業	その他のサービス	

また、資料-1 は平成 23 年基準の実質連鎖方式で推計されているが、本モデルでは推計の過程で部門や都道府県にストックを按分する必要があるため、合算は連鎖統合ではなく単純合計で行っている。

(2) 経済活動別資本ストック（全国）の推計

①1994年度～2018年度

まず、資料-1の「固定資本ストックマトリックス」から経済活動別に「固定資産合計」－「住宅」のデータを取得する。資料-1は暦年値のため、いったん前後の年を3：1で加重平均し、さらに資料-2の民間企業設備（1-3月期）をコントロール・トータルとして調整した額を全国のストック額とする。

②1980年度～1993年度

資料-1は1994年度以降しか公表されていない。そのため、経済活動毎に1994年度の①を起点とし、資料-3の産業別資本ストックの変化率を用いて遡及する。さらに資料-2の民間企業設備をコントロール・トータルとして調整した額を全国のストック額とする。

(3) 経済活動別資本ストック（都道府県別）の推計

①1980～2009年度

経済活動毎に、(1)で求めた全国のストックを資料-3の都道府県別構成比で按分する。

②フロー額の推計

まず、資料-1の「固定資本マトリックス」から経済活動別に「総固定資本形成」－「住宅」のデータを取得する。いったん前後の年を3：1で加重平均し、再掲の「民間部門計」をコントロール・トータルとして調整した額を全国のフロー額とする。

さらに、製造業の場合は「工業統計」の有形固定資産取得額（土地以外）を「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで除した実質額、製造業以外は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産（実質）の都道府県別構成比で按分し、都道府県別のフロー額とする。

③減耗率の算出

経済活動、都道府県毎に、前後のストック額とフロー額から減耗額を算出し、さらに前年度ストックで除した減耗率を求める。2010年度以降の推計に用いるため、最終3か年（2007～2009年度）の平均値を求める。

$$\text{減耗額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} + \text{フロー額}_{t,i} - \text{ストック額}_{t,i}$$

$$\text{減耗率}_{t,i} = \frac{\text{減耗額}_{t,i}}{\text{ストック額}_{t-1,i}}$$

t：年度、i：産業、p：都道府県

④2010年度～2018年度

①で求めた経済活動、都道府県別のストック額を起点とし、②のフロー額を加算し、前年度ストックに③を乗じた額を控除して2010年度以降のストックを推計する。

$$\text{ストック額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} \times (1 - \text{平均減耗率}_i) + \text{フロー額}_{t,i}$$

なお、いったん推計したのち、(2)で求めた全国のストック額をコントロール・トータルとして調整した額を都道府県別のストック額とした。

また、2010年度の資本ストック算出にあたっては、東日本大震災による被害を考慮し、通常の減耗分とは別にストックから差し引くこととした。民間資本ストックの地域別の被害状況について整理されたデータは乏しいことから、資料-6の社会資本ストックにおける毀損率（震災毀損額÷2009年度粗資本ストック額）を用いることとした。

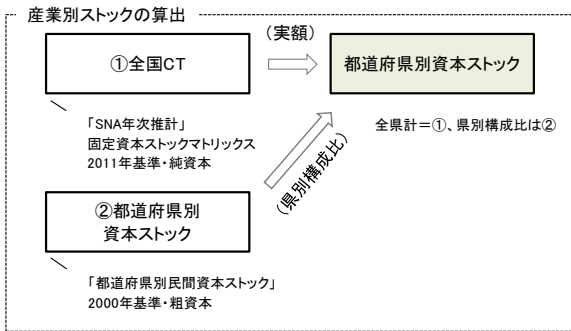
図表2-3 民間資本ストックの推計に用いた東日本大震災によるストック毀損率

資本ストックの経済活動		1. 農林水産業	14. 教育	左記以外の部門	
「日本の 社会資本 2017」	部門	⑭農林漁業	⑩文教施設	左記以外の部門 (ただし、治水、治山、 海岸、国有林を除く)	
	ストック 毀損率	岩手県	4.7%	4.6%	1.9%
		宮城県	11.1%	12.5%	7.4%
		福島県	2.5%	9.2%	2.1%
		3県以外	0.0%	0.1%	0.1%

以上の産業・都道府県別に行う民間企業資本ストックの推計について、推計の概要、2009年度以前と2010年度以降の計算の流れを図表2-4から図表2-6に図示した。

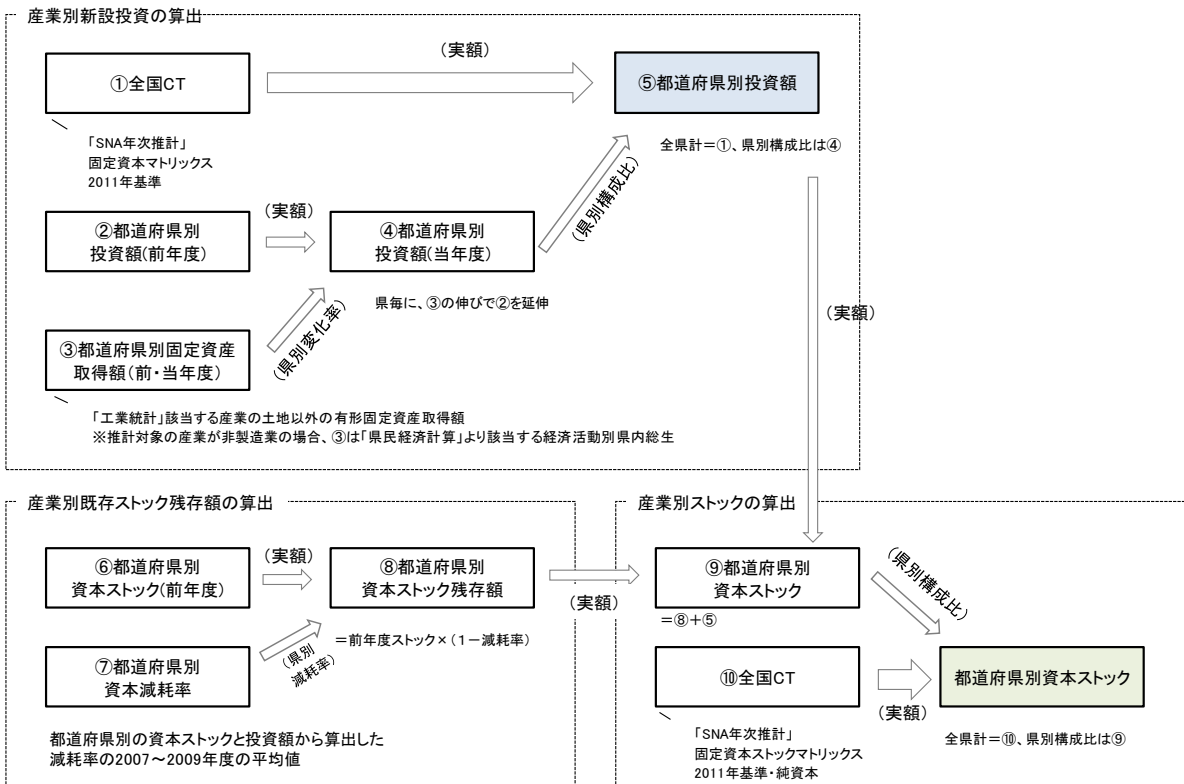
図表2-4 民間企業資本ストックの推計概要

ストックの計算方法(2009年度まで)
→ストックを直接都道府県別に按分する



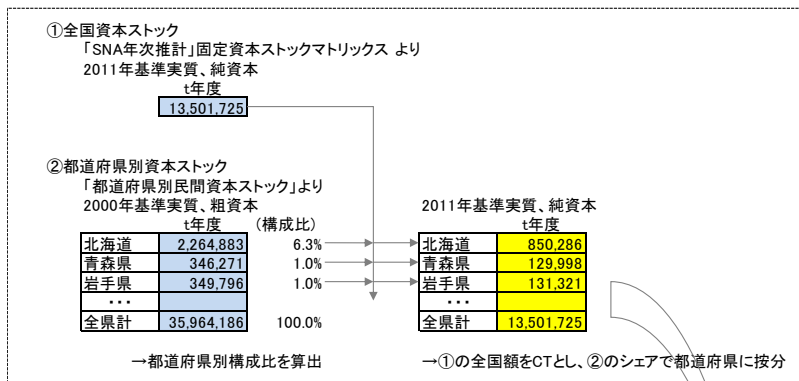
ストックの計算方法(2010年度以降)

→前年度のストックから減耗分を差し引き、新しい投資を加算することで当年度のストックを求める

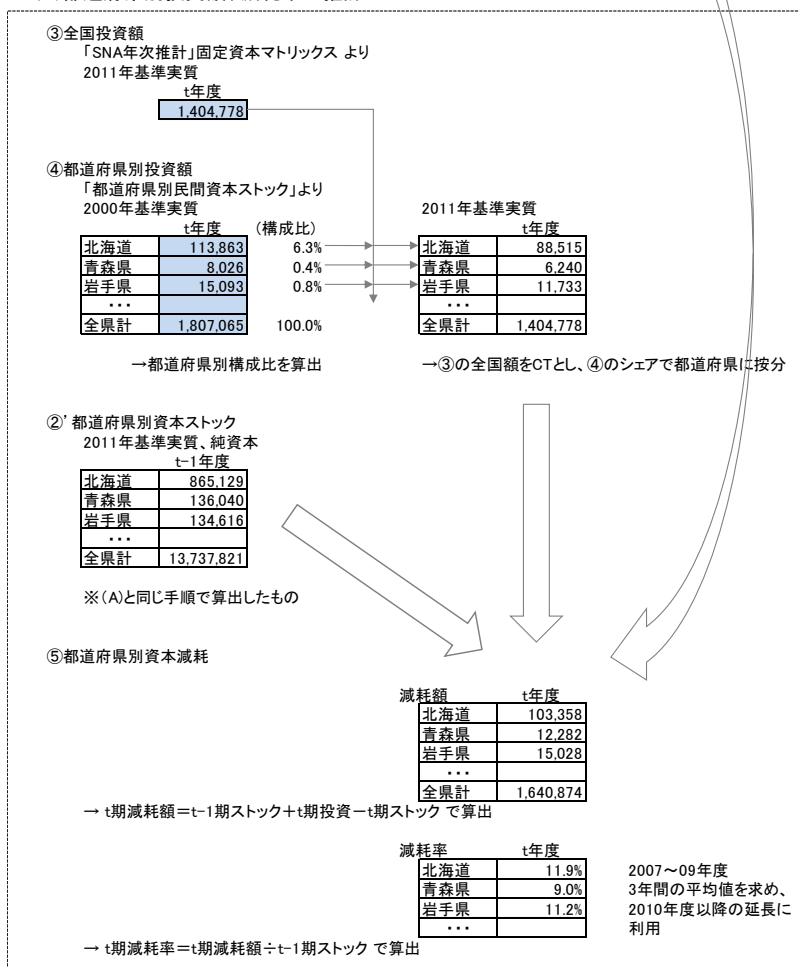


図表2-5 民間企業資本ストック推計の流れ(2009年度まで)

《(A)都道府県別資本ストックの推計》



《(B)都道府県別投資額、減耗率の推計》

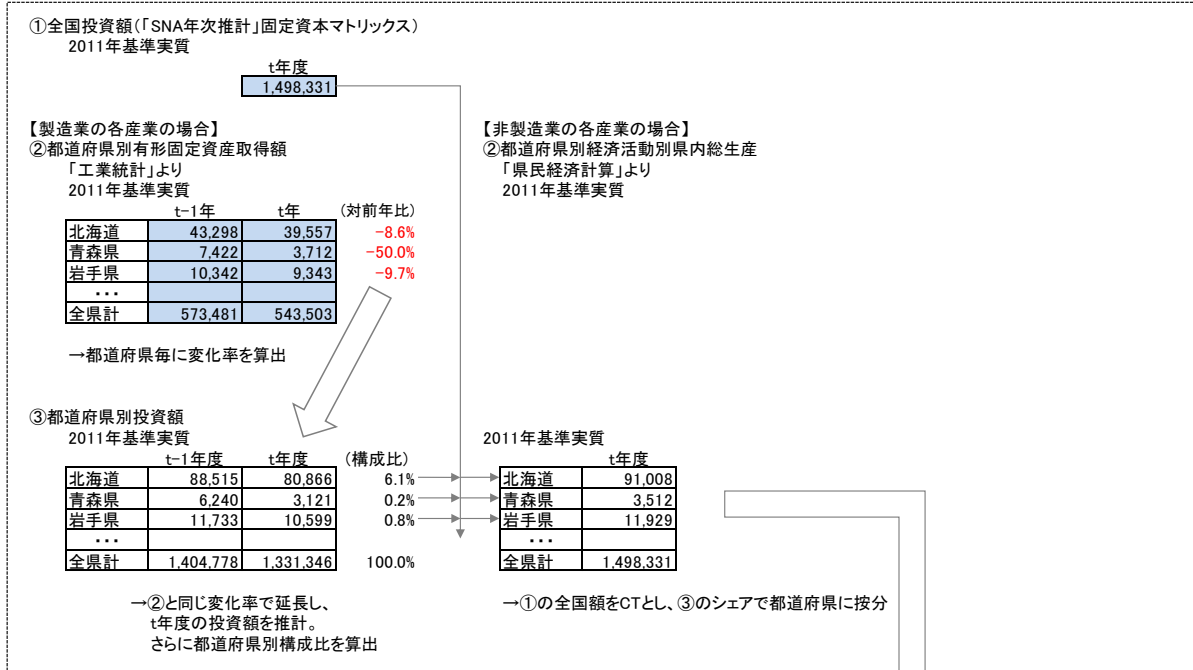


注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、③は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には民間だけでなく公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。

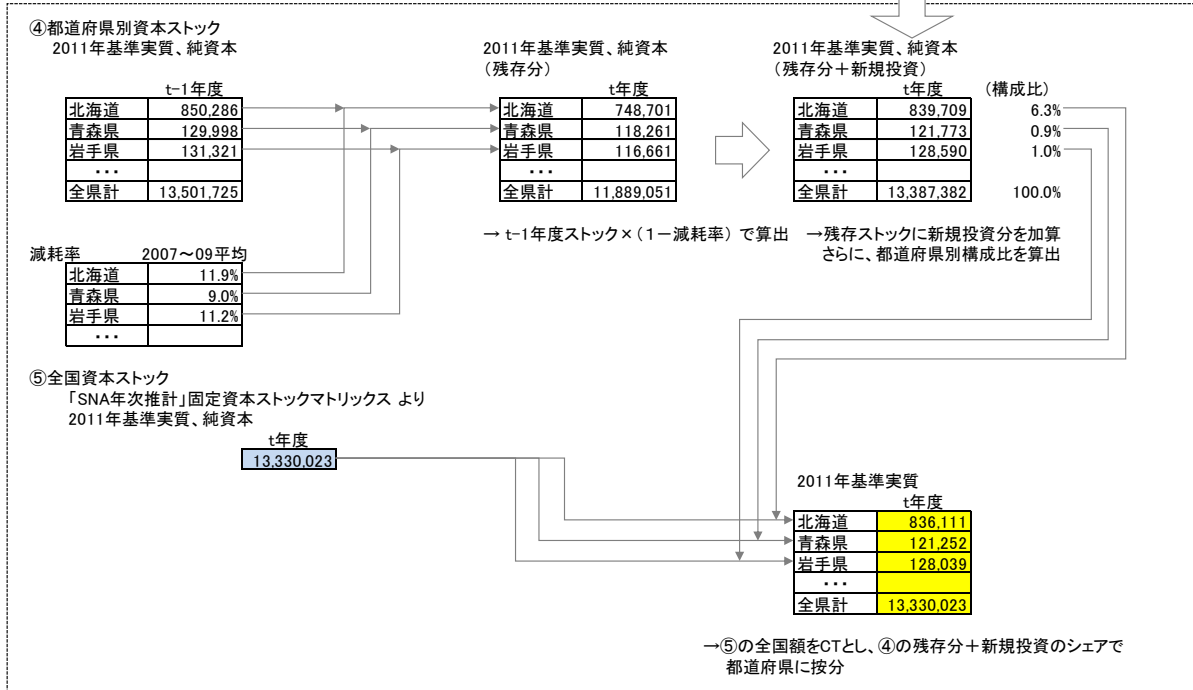
注2：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。②のストックデータが存在する2009年度までは上段の(A)でストックの推計は完結しているが、2010年度以降の延長のために、(B)のとおり投資額・平均減耗率を推計している。

図表2-6 産業別民間企業資本ストック推計の流れ(2010年度以降)

《(A)都道府県別投資額の推計》



《(B)都道府県別資本ストックの推計》



注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、⑤は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。また、②の固定資産取得額は「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで実質化した値を用いている。

注2：②に用いるデータは、当該産業が製造業に属する場合は「工業統計」の土地以外の有形固定資産取得額、非製造業の場合は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産を用いる。

注3：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。

(4)粗資本ストック（参考系列）の推計

モデル変数として採用するのは純資本ストックとするが、参考系列として粗資本ストックも推計し、データベースに収録することとした。

①使用データ

- ・資料-1 『民間企業資本ストック確報』（内閣府）----平成 26 年度確報値（平成 17 年基準：93SNA）、平成 21 年度確報値（平成 12 年基準：93SNA）のストックおよび新設投資額（年度・進捗）
- ・資料-2 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-4 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別有形固定資産取得額（従業者 30 人以上の事業所、土地以外）
- ・資料-5 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

②推計方法

都道府県別民間企業資本ストック（粗資本）は、資料-2 の産業分類に準じて推計することとし、資料-1 の鉄鋼業および非鉄金属を合算して「一次金属」、出版・印刷およびその他の製造業を合算して「その他製造業」とした。なお、平成 17 年基準値は 1994 年度以降となっているため、1993 年度以前については産業毎に平成 12 年基準値をリンク係数で調整して接続した。

この全国の産業別ストック額を、2009 年度までは資料-2 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度から 2014 年度については、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除し、資料-1 の産業別新設投資額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-4 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-3 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-3 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は、資料-1 の有形固定資産をコントロール・トータルとして調整した。

2015 年度以降は資料-1 の全国値が存在しないため、2014 年度について推計した産業別都道府県別新設投資額を、按分指標（製造業は実質有形固定資産取得額、非製造業は経済活動別県内総生産）の変化率で延長した金額を用い、2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除して推計した。

2. 5. 2社会資本ストック

社会資本ストックは、公的機関（一般政府及び公的企業）による毎年の公共投資によって形成されてきた、道路、港湾、上下水道等の資本の蓄積（ストック）である。

本モデルでは、内閣府「日本の社会資本 2017」（2011 年価格、2014 年度まで）の粗資本ストックおよび純資本ストックを利用し、関連統計調査等を用いて 2015 年度以降を簡易的に延長することとした。なお、モデル変数として採用するのは民間資本と同様に純資本ストックとし、粗資本ストックは参考系列としてデータベースに収録することとした。

(1)使用データ

- ・資料-1 『日本の社会資本 2017』（内閣府）――部門別都道府県別粗資本ストック、純資本ストック、実質投資額および部門別デフレーター
- ・資料-2 『建設工事費デフレーター』（国土交通省）――工事種別デフレーター（平成 23 年度基準）
- ・資料-3 『行政投資実績』（総務省）――都道府県別行政投資実績 総投資額

(2)投資額の推計

「日本の社会資本 2017」の社会資本ストックは、投資額をデフレーターで除した実質投資を積み上げるとともに、既存資産の撤去・破損等による除却、経齢による価値の低下等を控除することで推計されている。

そこで、まず日本の社会資本の部門別デフレーターを、国土交通省「建設工事費デフレーター」の類似した部門と対応させた上で、建設工事費デフレーターの変化率を社会資本デフレーターに乗じて延長する。

$$P_{i,t} = P_{i,t-1} \cdot \frac{P_{i,t}^*}{P_{i,t-1}^*}$$

P：社会資本デフレーター、
P*：建設工事費デフレーター、
i：部門

次に、総務省「行政投資実績」の部門別都道府県別投資額を、日本の社会資本の部門に合わせて調整し、上記デフレーターで除して実質投資額を求め、さらにその実質投資額の変化率を日本の社会資本の部門別都道府県別実質投資額に乗じることで延長した。

$$IG_{i,p,t} = IG_{i,p,t-1} \cdot \frac{IGN_{i,p,t} / P_{i,t}}{IGN_{i,p,t-1} / P_{i,t-1}}$$

IG：実質公共投資額（日本の社会資本ベース）、
IGN：公共投資額（行政投資実績ベース）、
P：社会資本デフレーター、
i：部門、p：都道府県

図表2-7 本モデルにおける社会資本主要部門の対応一覧

日本の社会資本 主要部門	都道府県別 推計	投資	デフレーター
		「行政投資実績」の部門	「建設工事費デフレーター」の部門
1 道路	○	道路+街路	道路総合
2 港湾	○	港湾	港湾・漁港
3 航空	○	空港	空港
4.1 鉄道・運輸機構等		鉄道	
4.2 地下鉄等		地下鉄	
5 公共賃貸住宅	○	住宅	住宅建築
6 下水道	○	公共下水道	下水道
7 廃棄物処理	○	環境衛生	環境衛生
8 水道	○	水道	上・工業用水道
9 都市公園	○	国立公園	公園
10.1 学校施設	○	文教施設	RC学校
10.2 社会教育	○	文教施設	RC事務所・その他
11 治水	○	河川+砂防	治水総合
12 治山	○	治山	その他土木
13 海岸	○	海岸	海岸
14.1 農業	○	農業基盤整備事業	農林関係公共事業
14.2 林業	○	林道+造林	農林関係公共事業
14.3 漁業	○	漁港	港湾・漁港
15 郵便			
16 国有林(※)	○	林道+造林	農林関係公共事業
17 工業用水	○	工業用水道	上・工業用水道
18 庁舎	○	官庁営繕	RC事務所・その他

注1：灰色の網掛けは、「日本の社会資本 2017」で都道府県別推計が行われていない部門（本モデルでも検討範囲外）。

注2：国有林部門は、「日本の社会資本 2012」「同 2017」では都道府県別推計が行われているが、本モデルでは対象から除いた。

(3) 部門別資本ストック額の算出

部門別都道府県別に、2014年度の資本ストックに1－除却率（または減耗率）を乗じて残存額を求め、(2)で推計した2015年度の投資額を加算することで2015年度の資本ストック額を算出する。2015年度以降も順次同様に求める。

なお、 δ は推計するストックが粗資本の場合は除却率（撤去や破損等）、純資本の場合は減耗率（撤去や破損に加え、経齢による価値の低下も含む）を意味している。2015年度以降の推計に当たっては、最終3か年平均（2012～2014年度）を用いることとした。

$$KG_{i,p,t} = (1 - \delta_{i,p}) \cdot KG_{i,p,t-1} + IG_{i,p,t}$$

KG：社会資本ストック、
IG：実質公共投資額、
 δ ：除却率または減耗率、
i：部門、p：都道府県

また、「日本の社会資本2017」では連鎖方式が採用されているが、本モデルの社会資本ストックでは部門の合計等に連鎖統合は行っておらず、単純合計値を用いている。